

第11期第9回小金井市男女平等推進審議会（令和7年度第4回）次第

日時：令和7年11月19日（水）

午前9時30分～11時30分

場所：市役所西庁舎第五会議室

1 議題

- (1) (仮称) 第7次男女共同参画行動計画（案）の策定について
 - ア 市民懇談会の結果について
 - イ 小中学生アンケート調査結果報告書について
 - ウ 素案について
- (2) 男女共同参画施策の推進について
 - ア 「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言案）
- (3) その他

2 報告事項

- (1) DV防止普及啓発パネル展の実施について
- (2) その他

3 その他

4 配布資料

- 資料1 市民懇談会実施結果
- 資料2 素案（令和7年9月時点）に対する委員意見一覧
- 資料3 (仮称)第7次男女共同参画行動計画素案(パブリックコメント案)
- 資料4 計画新旧対照表
- 資料5 パブリックコメント説明資料（概要版）
- 資料6 10/10 提言案に対する委員意見一覧
- 資料7 11/19 提言案に対する意見シート

参考

- 1 第11期第8回（令和7年10月10日）会議録
- 2 小中学生アンケート実施結果報告書
- 3 小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和6年度実績）
- 4 小金井市第6次男女共同参画行動計画の推進について（提言案）
- 5 「かたらい」62号

(仮称) 小金井市第 7 次男女共同参画行動計画（素案）に関する
市民懇談会実施結果

1 日 時

令和 7 年 1 月 8 日（土）午後 2 時～午後 4 時

2 場 所

萌え木ホール（A 会議室）

3 参加者数

9 人（女性 6 人、男性 3 人）

※ 保育、手話通訳利用はなし。

4 アンケート提出

6 人（女性 3 人、男性 3 人）

女性 50 代 1 人、80 代 1 人、90 代 1 人

男性 70 代 1 人、80 代 2 人

5 出席者

○ 男女平等推進審議会委員 7 人

（出席）倉持清美委員（会長）、石田静子委員、井口よう子委員、
安藤能子委員、小山田智恵委員、牧野まや委員、吉田孝委員
(欠席) 真鍋倫子委員（副会長）、檀原延和委員、降旗優次委員

○ 事務局 3 人

梅原啓太郎（企画財政部長）、北村奈美子（男女共同参画担当課長）、
藤榮兄（男女共同参画室主任）

○ コンサルタント会社（㈱ジャパンインターナショナル総合研究所）
地引綾、藤平颯太

6 アンケート集計結果

- (1) 懇談会を知ったきっかけ（複数回答あり）
市報 1人、市ホームページ・X 0人、ポスター・チラシ 2人、
知人等の紹介 4人、その他 0人
- (2) 説明や質疑応答の内容のわかりやすさ
とてもわかりやすかった 3人、わかりやすかった 0人、どちらともいえない 2人、わかりにくかった 1人
- (3) 自由記入欄（原文のまま）
・苦情申し立て→助言→小金井職員の男女平等理念の扶植不足→改善について書き込む
・女性優位の事業について統計情報を付して計画書を作成すること
・もっとフランクな雰囲気で意見交換を出来る場所を希望する（つみ重ねの議論が必要と思う）
・まとめるのは大変なことだと思いますが、こういったこんだん会をひらくのは非常に重要で貴重なことと思っております。今後もぜひ市民とのこんだん会を審議会として開いて頂くことを望みます。
・自分の聴力が弱っている事に気がつきました。
・女性は生まれた時から母性機能を持っている。忘れてはいけない。女性も男性も協力して生活していくべき
・出席できてよかったです。

7 主な質疑応答 別紙、発言録参照

11月8日 小金井市 (仮称) 第7次男女共同参画行動計画策定に向けた市民懇談会 発言録

発言者	内容	回答者	内容
C	市長に対してこれまで提言をしても、なかなか反映された実感が得られない。市の意思決定のなかで市民の意見がどのように扱われているのか疑問を持っている。また、「労働者の97%が派遣・日給を望んでいる」という統計が示されることがあるが、現実の感覚とは乖離しているように感じる。小金井市の計画についても、毎回内容を組み替えている印象が強く、継続性や新たな方向性が見えづらいと感じている。	会長	女性の就業状況を見ると、年齢とともに正規雇用率が低下し、いわゆる「L字カーブ」を描く特徴がある。一方で、非正規雇用は年齢とともに増加するという構造があり、一概に「皆が正規雇用を望んでいる」とも言い切れない実態がある。
	みんな正規雇用になりたいのかと思いきや、非正規雇用が良いという人もいる。	委員	正規雇用を望んでも就くことができない人をどう支え、どのように社会全体で補い合うかが、男女共同参画の重要な課題である。
B	「男女共同参画」という言葉自体に堅い印象があり、市民が気軽に関わりにくいと感じる。こうした意見交換の場も含め、より話しやすく、敷居の低い雰囲気が必要ではないかと考える。 また、女性活躍について社会的に注目は集まっているものの、依然として「男性社会」の中で進める難しさを感じている。	-	-
G	今回資料を見て初めて知った内容も多く、市民一般はこうした資料に触れる機会が少ないと感じる。市は情報発信をどのように行っているのか、また市民に情報が届くような工夫が十分に行われているのかを知りたい。	事務局	本日の素案は今回の懇談会で初めて市民に公開した。今後はパブリックコメントに付し、広く意見を募る。日頃の情報発信としては、市報、情報誌「かたらい」(年2回発行)、市ホームページ、X(旧Twitter)などを活用しているが、「情報が伝わりにくい」という声があることも認識しており、引き続き改善に努める。

発言者	内容	回答者	内容
	資料中の横文字・専門用語は一般市民には理解しにくい。ジエンダーギャップ等の用語には解説を付すべきである。また、日常的に使われる「ご主人」「主人」などの表現が不平等を象徴している場合があり、言葉遣いにも配慮が必要である。	事務局	専門用語については市民に分かりやすくするため、計画書の巻末に用語集を掲載する予定である。
E	計画に困難女性支援法についての記載があったことは評価している。同法では地方自治体の責務が明記されており、市としても取り組みが期待される。 一方で、小金井市の「女性相談支援員」は専門職ではなく兼務であり、深刻化・複雑化する困難女性の課題に十分対応できていないと感じる。相談窓口の時間帯・曜日の見直し、どこに相談すればよいか分からぬ市民への案内、アウトリーチの実施など、相談体制の強化が必要である。また、担当課職員自身が関連法制度を十分理解していないケースもあり、市内部の知識共有・意識改革も求められる。	委員	ご意見として受け止め、今後の検討に活かす。
D	アンケートの「男の子だから／女の子だからと思うことがあるか」という設問の回答率が、中学生になるとむしろ増えている点に違和感を覚える。本来は年齢が上がるにつれて固定観念が薄していくと考えていたが、なぜ逆の傾向が出ているのか。 また、学校において男女差別につながる事象があると資料に記載されているが、具体的に学校ではどのような男女平等教育を行っているのか知りたい。 さらに、家の「得意・不得意」という項目も、性別役割を前提としているように感じられる。男性が「家事が不得意」	ジャパン 総研	本調査は東京都の調査項目と完全に同一項目で実施しており、比較できるように設計している。 「男の子だから／女の子だからと思うことがあるか」という質問には条件付けをしておらず、回答は子どもたちの日常経験に基づく素直な反応と考えられる。 調査は、性別に対する子どもたちの意識を把握し、計画に反映することを目的としている。

発言者	内容	回答者	内容
	と決めつけることは不適切であり、設問自体に疑問がある。女性が働きやすい環境整備こそが、正規雇用を目指す基盤になる。		
F	長年、国際比較の視点から働く女性の状況を研究してきたが、日本では学校や警察などでの性暴力・ハラスメントが続発しており、非常に憂慮している。 計画の取り組み④「ストーカー行為やハラスメント、性犯罪等への適切な対応」について、欧州のように“母性機能”を社会的価値として位置づける観点を盛り込むべきではないか。母性を社会的に保障すべきという法制度が欧州には存在し、日本でも導入が求められる。特にイタリアでは育児休暇や出産費用の無償化が30年以上前から進んでいる。	委員	関連する法制度として母体保護法があるが、この点については検討の余地がある。
	EU全体の政策として母性保護が制度化されており、ILOなど国際機関でも基準が示されている。	委員	欧州における法制度の具体例について、もう少し詳しく知りたい。
B	アイスランドやフィンランドで男女平等をテーマにしたデモが起きていたが、世界的に先進国と言われる国でも課題が生じる点が印象的だった。 また、配偶者が病気となり家事を担う中で、家庭内労働の大変さを強く実感した。若い頃に受けた家庭科は実は重要であると感じている。高齢期には男女の別を超えて助け合うことが必要であり、世代によって課題が異なることを整理する必要がある。	-	-
A	昨年度の男女共同参画に関する苦情事案について、市長や担当課から公式な謝罪がないことに疑問を持っている。 また、男性35歳・女性20歳以上という条件を設けたゴルフ	事務局	ゴルフ競技の件は苦情処理委員において「市の施策として不適当」との報告が示されている。 市職員の意識啓発に努めていく。

発言者	内容	回答者	内容
	大会について、審議会も情報を把握していたにもかかわらず是正がなかった点も問題である。計画には、市職員自身の男女平等に関する意識改革を明示的に盛り込んでほしい。 さらに、男女平等基本条例では性別に偏りがある場合の積極的改善措置が認められているが、女性に特化した施策については、差別の実態を示す客観的エビデンスが必要である。		
C	男女では身体的な機能が異なる部分もあり、法律上ある程度区別して扱う考え方必要ではないかと思う。	-	-
G	長年男女共同参画の活動に関わってきたが、最近高齢者向けの「さくら体操」に参加したところ、男性が一人もおらず、参加者はほぼ女性だった。買い物でも女性が多く、男性は家庭内に留まる傾向があるように見える。高齢男性にも積極的に地域活動に参加してもらえるような働きかけが必要ではないか。	委員	高齢層には性別役割意識が残っている場合多く、世代に応じたアプローチが必要と考える。
B	買い物に行くと若い人は夫婦で来ている。私たちの世代で家事やっているのは女性だけ。	委員	世代ごとに男女共同参画の違いがあるようだ。
E	アウトリーチについて改めて要望したい。困難女性の支援には地域の居場所づくりが重要であり、民間団体との連携強化、市内における担い手の発掘も必要である。市役所だけで担うこと難しく、地域資源を活かした仕組みが望ましい。	-	-
A	「困難女性」という言葉自体が分かりにくく、定義や対象について明確に説明してほしい。	-	-
H	困難女性支援法に基づく基本計画について、国立市では独自に策定している。小金井市でも既存計画に包含するだけでなく、法律に沿った個別計画を作成すべきではないか。	-	-

発言者	内容	回答者	内容
	また、若年層の居場所づくり、民間団体（特に小金井市内では少ない）の育成・醸成も必要である。		
C	市内にはさまざまな「居場所」が増えすぎている印象があり、市全体としての方向性や愛着づくりをどう考えるかも必要ではないか。	-	-

(仮称) 第7次男女共同参画行動計画案（令和7年9月時点）に対する委員意見一覧

No.	委員	内容	対応
1	牧野	素案P49 No.45 「リプロダクティブヘルス ライツ」と言っても、意味がわからない方がいらっしゃるかもしれません。訳の「性と生殖に関する健康と権利」を注釈で併記されでは、いかがでしょうか。	P48の初出にのみ日本語訳を入れておりました。ご指摘のとおり、No.45の事業名、説明分及びP49の頭の説明文など、5箇所に「リプロダクティブヘルス ライツ」という表記がありましたので、一旦そのすべてに（性と生殖に関する健康と権利）を追加する方向で修正いたしました。
2	石田	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について、素案P7に令和8年から12年に本計画の実施期間、となっておりますが、第14条「市町村男女共同参画計画」に対して小金井市の実情は令和8年からとして現在手を差し伸べないわけにはいかないと思いますが、シェルターを用意するとかの処置は行っているのでしょうか。	市が運営するシェルターはありませんが、東京都と連携をとっています。また緊急時には一時保護を行っています。
3	石田	「こがねいパレット」、および「かたらい」の認知度の市民意識調査の結果が一割未満。小金井市市報にメイン記事を載せるコーナーを作ったらどうか。そして本誌が置いてある市の施設を記載する事。発行部数を増やす予算を増やすことも必要だと思います。	市報では発行のたびに表紙の写真付きでお知らせしています。市施設にはほぼ配架をお願いしています。発行部数は毎号1,600部で、在庫も確保しながら調整していきます。
4	石田	DVには関心も多いと思いますが、誰にも言えず困っていることに、更年期障害があるかと思います。相談項目に更年期障害を入れたらどうかと思います。	更年期障害の相談事業はやっていません。市民向けの事業では、ストレートに更年期対策などと銘打っていませんが、健康づくりの教室や健康講演会などがあります。研修は、更年期に関する内容を含んだものは行っていません。
5	降旗	素案3P最下段、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）<令和7年（2025年）6月改正法公布>誤植では。	修正します。
6	倉持	p16労働率 労働率は、働くかどうかを示しますが、正規雇用比率を載せれば、どんな形で働くかが見えてきます。今後はこちらの方も重要になるのではないかでしょうか。	正規雇用比率は、P15に掲載しています。一方で、いわゆるL字カーブのデータとなる年齢別の正規雇用比率は市町村別のデータが公表されていません。そのため、国のデータであれば掲載は可能となります。
7	倉持	p22多摩3市男女共同参画推進共同研究会「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援 市民参加による推進事業のうち、すでに終わっているものについては、その活動を今後どのように活かしていくのかを書いたほうがよいように思います。過去のものとするのではなく、未来につながるものとして位置づける方が有意義ではないかと。	安藤委員の案文を反映済みです。

8	倉持	<p>No.16パートナーシップ宣誓制度施策 ①性の多様性への理解促進 の事業名ですが、これは制度としてあるので、むしろ施策の方向（2）男女共同参画の基盤となる人権の尊重施策③多文化共生のまちづくり ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>事業名を「パートナーシップ宣誓制度」から「パートナーシップ宣誓制度の運用と周知」に変更しました。</p>
9	倉持	<p>P37施策の方向（2）生涯を通じた男女平等教育の推進 子どもの育ちに関わる保護者に対して、男女平等や人権、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への正しい理解を促す啓発に取り組みます。また、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり男女共同参画への理解を深め、男女平等意識に基づいた行動を実践できるよう、家庭や地域に向けた学習機会の充実を図ります。 保護者に対する無意識の思い込みへの正しい理解を促す啓発は、具体的な事業としてはどれになりますか？</p>	<p>まずは各担当課の事業を通じた男女平等理念の普及を望みたい。男女共同参画室が作成を予定する冊子の活用機会を7次計画期間中に広めたいと考えます。</p>
10	倉持	<p>P39しかしながら、こうした暴力は家庭内など限られた関係性の中で起こるものと捉えられがちであり、周囲が気づかないまま、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。 間違ってはいませんが、誤解を生む表現かもしれません。例えば、「こうした暴力は、家庭内など親密な関係性の中で起こることが多く、周囲が気づきにくいため、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。」</p>	<p>修正します。</p>
11	倉持	<p>p57施策の方向（1）育児支援体制の整備 「保護者の多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実と、必要な情報の提供に取り組みます。」 主要課題では「意識改革」を求め、施策の方向「情報の提供に取り組む」となっていますが、この事業では、情報の周知に関して書かれていません。たとえば 62では、具体的な事業に「訪問指導と今後の利用できる支援についての周知」ということも入れられるのではないかと思います。実際にやっていることだとは思いますが。。66も意識改革と結びつくように、事業内容が「妊娠・出産・育児をパートナーとともに学び、ともに歩んでいけるように、母子手帳の交付の際に「父親ハンドブック」を配布する」としてもよいのかなと思いました。もちろん、シングルで産む方への配慮は必要ですが。</p>	<p>No.60事業内容補記、No.62具体的な事業の補記、No.66具体的な事業の補記をしました。</p>

12	倉持	<p>No.85東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。</p> <p>「農業や自営業などに携わる男女がともに快適に働くよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。」が施策の方向ですが、これらのセミナーは就労環境の改善に通じる内容なのでしょうか？「アクセサリー作りの講習会」「アサヒ飲料富士山工場の視察」とかであれば、施策の方向とマッチしているのかどうか、疑問です。方向を変えたほうがよい？</p>	説明文に研修機会の提供を追記しました。
13	倉持	<p>No.89高齢者福祉や、子育て支援、青少年健全育成など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。</p> <p>「男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりを支援します。あわせて、地域における男女共同参画の意識を高め、自治会長などの地域リーダーに女性が起用される機会の拡大を促進」とあります。具体的な事業で団体名が記載されていますが、この団体も様々なことをしていると思います。施策の方向にあった、どのような具体的な事業を評価していくことになるでしょうか。</p>	事業担当課は補助金支出で男女の活躍できる団体活動を支援しているところです。
14	井口	<p>◎P38 No.23 家庭教育学級の開催</p> <p>令和6年度の推進状況調査報告書にて、PTA活動が縮小傾向にあり、担い手不足であることが述べられていますが、次期計画でもPTA連合会への委託前提で良いのでしょうか？</p> <p>この事業について、小中学生を対象にした無意識の思い込みにかかる調査結果と関連して、少し提案させていただきます。</p> <p>本調査結果をもとに、「性別に対する思い込みが強い部分」を抽出し、次期計画に反映いただいている点は、良いと思います。一方で、子ども達の記述回答からは、アンコンシャスバイアスに捕らわれていない、自由で率直な意見が沢山見受けられました。次の世代を担う子供たちには、既に感覚的にジェンダーレス思考が根付いていることができ、大変興味深い内容でした。これらのポジティブに受け止められる回答も、なにかしら事業に活かしていくことができたら良いのではと思います。</p> <p>例えば、施策の方向性（P37）において、「保護者に対して…アンコンシャスバイアスへの正しい理解を促す啓発に取り組む」と述べられておりますので、「No.23家庭教育学級」は、本調査結果を題材に取り上げる良い機会になるのではないかと思った次第です。</p> <p>もちろん、これまでのようPTA連合会（や保護者）に委託し、各校で出たアイディアをベースに実施される内容でも良いと思いますが、PTAや保護者の負担軽減の観点から、市からアンケート結果を題材として取り上げていただくことも、一つの案として提案いただき、子ども世代と親世代とのアンコンシャスバイアスの差異について話し合う場が持てたりすると良いのではないでしょうか？（行動計画に具体的に記載いただきたいということではございません。生涯学習課に是非ご検討いただきたい点として、意見させていただきました。）</p> <p>それ以外の事業でも、本調査結果で得られた子ども達のジェンダーレス思考を示す回答を、大人世代への啓発に活用いただけたらと思いました。</p> <p>アンコンシャスバイアスは、説明や啓発の仕方を誤ると、性別による差異を否定するものである、との誤解につながる恐れもあるかと思います。また、世代によって、啓発の仕方が異なる部分もあるかと思います。新しい取組ですので、手探りになるかとは存じますが、性別にとらわれず、個々の違いを受け入れつつ、それぞれの意思が尊重される社会づくりに向け、大変有意義な取組になると思いますので、大きな期待を寄せております。</p>	ご意見承ります。No.16のご意見と重なる点がある点は併せて検討いたしました。

15	井口	<p>◎P53 No.54 困難な問題を抱える女性への支援体制の整備の検討 「女性を支援するための支援調整会議の設置を検討します。」とありますが、次期計画期間中の設置は難しいでしょうか？実際の設置は第8次以降という想定でしょうか？重点計画として位置付けておられますし、関係部署との連携は非常に意義深いことですので、可能であればもう少し踏み込んだ事業内容でも良い気がした次第です。</p>	「設置と運用方法の検討」に記載を変更しました。
16	井口	<p>◎ライフイベントにかかるワークライフバランス支援、男性の育児参加促進 具体的にどの事業に該当するということではありませんが、強いて挙げるとしたら、P55～の基本目標II・主要課題2、3にかかるところでしょうか。ライフイベント（妊娠・出産・育児）期に対する支援が手厚くなってくると、ライフイベントのない人への負担が大きくなってしまうのが職場の常かと思います。また、育児期の人は、休暇の取得や時短勤務等に対し、少なからず周囲への罪悪感を抱いてしまっているのが現状かと思います。ライフイベント期の方々のワークライフバランスがとれて、それ以外の人のバランスが崩れてしまうのは、私たちの目指すところではありません。最近では、育児期の人に代わってサポートした人に対して、手当てを支給している企業もあるようです。それによって、育児期の人の罪悪感を軽減する効果もあるようです。ただ、そのようなインセンティブに頼らずとも、「ライフイベント期の人と、それ以外の人が、互いに気持ちよく働いていくにはどうしたらよいか？」という視点で、働き方改革や職場の雰囲気づくりについて意見交換できる機会をもつだけでも、気づきを得ることができ、次の施策につながるかもしれません。また、慣例的に続けてきた業務の中には、なくしてしまっても全く支障のない業務も散見されるのではないかと思います。本来の業務量は、誰かをサポートするための余力が持てるくらいの量が理想なのだろうと思います。（仮に、その余力を誰かのサポートに充てなくでも、自己研鑽のための時間として業務時間内に充てられるようになると、個人にとっても職場にとっても良い相乗効果が得られるのでは、と思います。）絵に描いた餅かもしれません、是非、庁内で率先してご検討いただけたらと思います。</p>	ご意見として承ります。庁内においては担当課と共有したいと思います。
17	井口	<p>◎男女共同参画という表現について 男女共同参画という表現は今期で最後にし、次の表現にシフトしていくべきではないでしょうか？本行動計画は、性別だけにとどまらず、世代や価値観、国籍、生活環境など、個々の様々な違いに理解を深め、協働できる体制を創り上げていこうとする内容で構成されており、真の多様性に踏み込んでいると思います。事業内容に、より適した表現に率先して変えていくことで、未来志向の計画であることを市民に示すことができ、次の世代へバトンを渡していくことができるのではないかと思いますので、国を追い越す勢いで、検討を進めていただけたらと思います。（表現の変更について、次期計画に盛り込む必要はないと思いますが、第8次行動計画では新しい表現に向け検討してみてはいかがでしょうか？）</p>	ご意見として承ります。
18	小山田	<p>各基本目標の重点施策 基本目標I-3 (1) ②は重点項目ではない? 基本目標II-1 (2) ①は重点項目ではない?</p>	第6次の重点は6つでしたが、第7次では5つとして提示させていただきます。次回審議会で承認いただきたいと思います。
19	小山田	<p>基本目標Iの主要課題 主要課題の5と6を入れ替えた方がよいのでは? 6の内容の方がより重要な項目と考えるためです。</p>	入れ替えても問題ないですが、5次、6次と、この並びであり、踏襲しています。重要度で並べているものではないため、一旦このままとしたいと考えます。

20	小山田	<p>「事業内容」と「具体的な事業」の重複 P57 No.60のように事業内容と具体的な事業を分割する意味がない部分が散見されます 分けた方が見易いのは理解できますが、同じ内容を繰り返すのはがっかり感が大きいです。具体的な事業を事業内容と区別できる部分は第6次のように・で箇条書きすれば十分かと思います。</p>	<p>同内容の記述になっているところは、事業内容の説明を追記するなどして差別化できないかできるだけ検討したいと思います。</p>
21	小山田	<p>男女平等→ジェンダー平等 第7次においては「ジェンダー平等」とする意向であると理解しています 「ジェンダー平等」とする際、男女→ジェンダーへの変更背景・考え方について簡潔に説明する必要があると思います。</p>	<p>初出が主要課題1。この下に説明を加えるか、または用語集に載せたいと思います。</p>
22	小山田	<p>ストーカー ストーカーは人を指す表現ではないでしょうか？ それぞれの文章の内容にもよりますが「ストーカー行為」または「ストーキング」を使用する場合があると思います。</p>	<p>委員のご指摘のとおり、国においてもDVや性犯罪等の言葉と並列にする際は「ストーカー行為」としているため、人を指していないものについては、「ストーカー行為」と修正させていただきます。</p>
23	小山田	<p>リ・スキリング 「リスキリング」はワンワードでは？</p>	<p>P65の表記ですが、国において「リ・スキリング」と表記されているため、それに倣っています。</p>
24	小山田	<p>挿入されたグラフへ参照番号挿入 文章内の説明裏付けとして、アンケート調査結果グラフを挿入していますが、例：P28、第3段落・・・10ポイント以上高くなっています・・・差があることが見られます（P29 グラフ①）。などとグラフに番号を振って読み手がわかりやすく誘導する方がよいと思われます。</p>	<p>図表番号をグラフに挿入して対応します。</p>
25	安藤	<p>第5次計画と第6次計画を見比べながら意見を書き出します。 1 活字と冊子本体の紙質＝読みやすさ（高齢者、視力低下者にとって） ・紙質は、てかりが多くなり白い第6次より第5次の方が見やすい。 ・活字は第5次、第6次ともほぼ同じフォントだが、紙質との関係で第5次の方が活字がより黒く見やすい。 ・第7次案のフォントは活字が小さいので、個人的には第5次だと読みやすい。全体の冊子の構成、フルカラーか一部カラーか、てかりを抑えた紙質や色付け、白抜き又はカラー着色の地に黒く活字を載せるなど全体のバランスやレイアウト、囲み方など工夫して、見やすく読みやすいものにしてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

26	安藤	<p>2 第7次素案P2~6</p> <p>①社会情勢 なっていますが、SDGs、ジェンダー・ギャップ指数の2点を大きなタイトル「男女共同参画をめぐる近年の動き」で記述するのはちょっと厳しい気がします。うまく言えませんが。あえて載せるのなら①国際社会（の中で）または①国際情勢という小タイトルならバランスがとれるかも。いろいろな男女平等、人権問題などの国際社会情勢が混沌として男女平等へのパックラッシュが起こっている中で、SDGsとGGIを上手に取り上げるのはいいと思います。その取り上げ方、文章案、もう少し練ったものにしてほしいです。さらに言えば、国際研究機関が2025年に公表した達成状況をまとめたレポートの正式名称とQRコードでの情報提供もほしいところです。GGIについても同様に、4分野のデータのうち日本を含むアジア諸国の順位を最低位から日本までを表で示すとか、QRコードで公表されている資料にアクセスできるようにしたらいかがでしょうか。ちなみに第5次ではページ下に脚注を入れっていました。</p>	<p>タイトル修正します。QRコードはアドレスが変わらないかどうか定かでないため見送りたいと思います。</p>
27	安藤	<p>3 計画の策定体制P9</p> <p>第5次、第6次計画にはない項目立てになっていますね。そうであれば思い切って「小金井市民参加条例を持つ小金井市では広く市民の市政への参加と協働を目指してきました。」と前振りをして、資料編にも市民参加条例を載せてはいかがでしょうか。そうするとこのページが充実すると思いますし、形骸化しつつある市民参加条例にスポットライトをあてられるかも。</p>	<p>市民参加は市全体の方針であり、本計画が特別に取り立て扱っている条例ではない。（同様に子どもの権利条例も載せない。）長期計画や他の計画でも掲載はないため、他の計画と同じ扱いとしたいと思います。</p>
28	安藤	<p>4 P9（1）（2）ともに詳細はQRコードで報告書にアクセスできるようにしましょう。せっかく手間暇かけ市税を使って得た情報は基本的に市民の財産ですから。啓蒙、啓発の意味を含め。アンケート調査報告書は基本公表ですから。</p>	<p>QRコード掲載できるか検討したい。</p>
29	安藤	<p>5 P9 職員の意識調査の実施も入れてはどうか。これもQRコード付きで。</p>	<p>前例に倣い掲載しないことでご理解ください。</p>
30	安藤	<p>6 P9（3）男女平等推進審議会の開催 修正案</p> <p>公募市民（5人）学識経験者（5人）で校正された男女平等推進審議会において、毎年度行う行動計画推進状況調査と市長への提言書作成を同時並行して、5年ごとに作成する計画素案の内容や計画案について審議しました。</p>	<p>審議会の活動内容を知らせる項目ではないため修正なしとします。</p>
31	安藤	<p>7 P9（4）パブリックコメント、市民懇談会の実施 修正案</p> <p>～男女平等推進審議会主催の市民懇談会を実施しました。</p>	<p>計画策定全体が審議会の役割であり、あえて主催と書かなくても良いと考えます。</p>
32	安藤	<p>8 P22 多摩3市男女共同参画推進共同研究会</p> <p>「本研究会の活動は終了しました。」としたほうが他の事業が継続中なので第7次計画では明記したほうがいいのでは。 締め括りました → 終了しました に修正の意。</p>	<p>委員の案のとおり修正します。</p>

		9 P22 聴き書き集の修正案文を後日送ります。 下から2行→～市はその活動を支援し、国内外の主要図書館で所蔵・公開されました。さらに、自主製作のDVD「写真でたどる小金井の女性たち」は、令和3年（2021年）に「聞き書き集」2冊に加えて市立小中学校図書館「郷土コーナー」に配架され、副教材としての役割を期待されています。加えて、市内音訳グループの手でテープ録音からデイジーカードに刷新された録音図書「聞き書き集」は、視覚障がい者、学習障がい者など多様な受け取り手に届けられ、本市の男女共同参画の歩みが記録される貴重な財産となっています。	委員の案文のとおり修正します。
34	安藤	10 P74 独立行政法人男女共同参画機構法は初耳である。情報提供を。	P5に基本法の改正を追加し、P74から記載を移動しました。

(仮称) 小金井市第7次
男女共同参画行動計画
【素案】

令和7年11月時点
小金井市

白紙ページ

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き	2
2 計画の位置付け	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9
(1) 市民意識調査の実施	9
(2) 子どもの意見聴取の実施	9
(3) 男女平等推進審議会の開催	9
(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施	9
第2章 小金井市の現状	10
1 人口等の推移	10
(1) 人口の推移	10
(2) 年齢3区分別人口の推移	11
(3) 世帯の推移	12
(4) 家族類型の状況	12
(5) 転入・転出の状況	13
(6) 未婚率の推移	14
(7) 合計特殊出生率の推移	14
(8) 就業の状況	15
(9) 雇用の状況	15
(10) 労働力率の状況	16
2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題	17
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26
第4章 施策の展開	28
基本目標1 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	28
主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	28
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	35
主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）	39

主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	45
主要課題5 生涯を通じた心と身体の健康支援 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	48
主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)	52
基本目標II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	55
主要課題1 家庭における男女共同参画の推進.....	55
主要課題2 働く場における男女共同参画の推進.....	61
主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援.....	65
主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進.....	68
基本目標III 男女共同参画を積極的に推進.....	72
主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画	72
主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進.....	74
主要課題3 推進体制の充実・強化.....	76
第5章 計画の推進.....	79
資料編.....	80

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

国は、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を平成12年（2000年）に策定、令和2年（2020年）には男女共同参画基本計画（第5次）を策定し、男女共同参画に関する施策を計画的に進めています。

小金井市（以下「本市」という。）においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年（1996年）に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年（2003年）に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年（1984年）に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力（DV）・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第7次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(1) 男女共同参画をめぐる近年の動き

①国際情勢

◆持続可能な開発目標 “S D G s”

“S D G s (Sustainable Development Goals)”は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された令和 12 年（2030 年）を期限とする包括的な 17 の目標（ゴール）です。女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進するうえで欠かせないことから、17 のゴールの一つに「目標 5：ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

国際研究機関の S D S N が令和 7 年（2025 年）6 月に公表した、世界各国の S D G s の達成状況をまとめたレポートによると、日本の全体順位は 167 カ国中 19 位とアジアでは最高順位であったものの、「目標 5：ジェンダー平等を実現しよう」では、4 段階の評価のなかで最低評価の「最重要課題」と指摘されています。

そのなかでも特に、「賃金格差」や「女性議員比率」が低評価となっています。

◆ジェンダー・ギャップ指数（G G I）

世界経済フォーラムが毎年公表する経済・政治・教育・健康の 4 分野のデータを基にした「ジェンダー・ギャップ指数」は、各国の男女格差を測る指標の 1 つとなっています。令和 7 年（2025 年）の日本の順位は 148 カ国中 118 位で、令和 6 年（2024 年）の日本の順位 146 カ国中 118 位と同位という結果となりました。これは先進国の中では最低レベルであり、アジア諸国の中でも韓国や中国、A S E A N 諸国より低い状況です。

日本は、教育分野や健康分野では中位に位置する一方で、政治分野や経済分野の値が低く、政治分野では 148 カ国中 125 位、経済分野では 148 カ国中 112 位と、全体の順位を引き下げています。

②国の動き

◆第6次男女共同参画基本計画 <令和7年（2025年）12月>

令和7年（2025年）12月に、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第6次男女共同参画基本計画」（以下「第6次計画」という。）が閣議決定される予定となっています。

第6次計画においては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメントの着実な履行・実施の観点も踏まえ、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）<令和3年（2021年）6月改正法施行>

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が平成30年（2018年）5月に公布・施行されました。

この間、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年（2021年）6月に、①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する、②国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されています。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）<令和7年（2025年）6月改正法公布>

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）は、令和元年（2019年）5月に改正され、令和4年（2022年）4月1日から「女性活躍に関する状況等の公表」、「女性の活躍推進に向けた行動計画の策定」が義務づけられる対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されました。また、常時雇用の従業員数301人以上の企業を対象に、男女間の賃金差異・給与差異（国・地方公共団体）の公表が義務づけられました。

令和7年（2025年）6月11日に改正労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法が公布されました。その中で、女性活躍推進法の期限を10年間（令和18年（2036年）

3月31日まで) 延長するほか、従来の取組に加え、女性特有の健康課題への取組や求職者に対するセクシュアル・ハラスメント対策の義務化に伴い、政府が策定する基本方針にハラスメント対策を位置付けることが明記されました。

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 <令和5年(2023年)6月施行>

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、令和5年(2023年)6月に公布・施行されました。

基本理念を定め、国や地方公共団体の役割等を明確にすることで、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

現在、国の「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」において、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等に向けた連絡調整が行われています。

◆性犯罪に関する刑法等 <令和5年(2023年)7月改正法施行>

令和5年(2023年)6月に成立し、7月から順次施行された改正刑法では、「不同意性交等罪」と「不同意わいせつ罪」として、「同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態」における性交等は犯罪であることが明記されました。また、わいせつな画像の撮影や第三者への提供等を処罰する「性的姿態撮影等処罰法」も同時に成立しています。

令和5年(2023年)3月、国は「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)の3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」として位置づけ、性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる決して許されない行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力根絶に向けた取組と被害者支援を強化するとしています。

◆困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法) <令和6年(2024年)4月施行>

女性を巡る課題に対応する婦人保護事業は、従来、昭和31年(1956年)に制定された「売春防止法」を法的根拠として実施されていました。近年、女性を巡る課題はDV、ストーカー被害、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻や生活困窮等のように多様化・複雑化・複合化し、現行の法制度では対応に限界があるとの提言が、困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会からなされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の増進を図るとともに自立して暮らせる社会を実現するため、令和4年(2022年)5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が成立しました。

同法に基づき、市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務化されています。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）<令和6年（2024年）4月改正法施行>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年（2023年）5月に成立し、令和6年（2024年）4月1日から施行されました。

保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化、基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充、協議会の法定化などが改正されています。

◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 <令和7年（2025年）4月改正法施行>

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年（2024年）5月に成立し、令和7年（2025年）4月1日から順次施行されました。

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、個別周知・意向確認の義務化などが改正されています。

◆男女共同参画社会基本法 <令和7年（2025年）6月一部改正法施行>

独立行政法人男女共同参画機構が業務をより適切に行うことができるよう、機構が行う業務の考え方や方向性を示すため、男女共同参画社会基本法を一部改正するほか、機構法の施行に伴い、関係法律について必要な改正が行われました。

具体的には、国及び地方公共団体による基本的施策として、関係者相互間の連携及び協働の促進、人材の確保等の新設のほか、男女共同参画センター及び独立行政法人男女共同参画機構をナショナルセンターとして法的に位置付けることが明記されました。

◆独立行政法人男女共同参画機構法 <令和7年（2025年）6月施行>

令和7年（2025年）6月に施行された「独立行政法人男女共同参画機構法」において、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構の新設が明記されました。

このことにより、機構に「センター・オブ・センターズ」としての機能を与え、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しすることとしています。

③東京都の動き

◆東京都男女平等参画推進総合計画 <令和4年（2022年）3月>

平成12年（2000年）3月に制定された「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、令和4年（2022年）3月に新たな「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。

「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、誰にとっても住みやすい社会の実現」を目指すべき男女平等参画社会のあり方として掲げ、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」の2部構成で計画を策定しています。

また、女性活躍推進計画では、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の3つの柱、配偶者暴力対策基本計画では、「配偶者暴力対策」、「男女平等参画社会を阻害する様々な暴力への対策」の2つの柱が掲げられています。

◆東京都性自認及び性的指向に関する基本計画 <令和5年（2023年）3月>

平成30年（2018年）10月に制定された「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、令和元年（2019年）12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、令和5年（2023年）3月には、第2期計画が定められました。

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会『インクルーシブシティ東京』の実現を目指す」ことが掲げられています。

◆困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画 <令和6年（2024年）3月>

令和4年（2022年）5月に成立した「困難女性支援法」や令和5年（2023年）3月に公示された「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」を踏まえ、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開していくため、令和4年（2024年）3月に「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

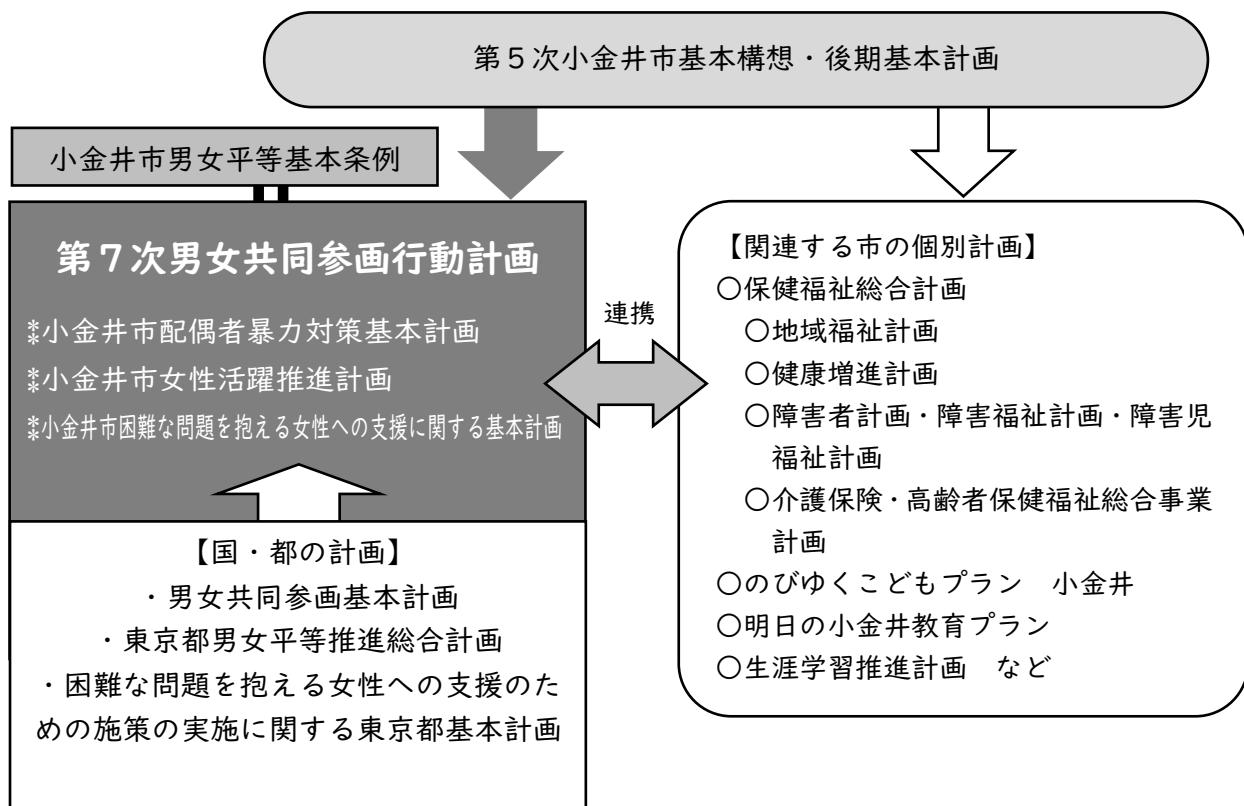
基本理念として、「困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性が、本人の意思が尊重されながら、安全にかつ安心して自立した生活を送ることができる東京の実現」が掲げられています。

2 計画の位置付け

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆本市の第5次小金井市基本構想・後期基本計画の個別計画として策定します。
- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項(DV防止法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。)に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- ◆本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

3 計画の性格

- ◆本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。
- ◆国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を踏まえて策定しています。
- ◆本市が策定する他の関連計画と連携・調整をはかりながら策定しています。
- ◆市民意識調査結果、子どもの意見聴取結果、市民懇談会・パブリックコメントによる意見、小金井市男女平等推進審議会の意見等、市民の意見を尊重して策定しています。



4 計画の期間

◆本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

図表1-1 計画の期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第6次男女共同参画行動計画					第7次男女共同参画行動計画				
第5次小金井市基本構想（令和3年度～令和12年度）									
前期基本計画					後期基本計画				
(国) 第5次男女共同参画基本計画					(国) 第6次男女共同参画基本計画				
(都) 東京都男女平等参画推進総合計画									

5 計画の策定体制

(1) 市民意識調査の実施

新たな計画の策定に向け、男女平等に関する市民の考えを把握し、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として「男女平等に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

- ◇調査対象：市内に居住する18歳以上の男女個人2,000人
- ◇調査期間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）（10月下旬到着分まで回収）
- ◇回収状況：全体768件／2,000件（有効回収率：38.4%）

(2) 子どもの意見聴取の実施

計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として、市内小・中学生を対象とした「性別による無意識の思い込み」に関するアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象：市内公立小学校6年生・市内公立中学校3年生
- ◇調査期間：令和7年5月9日（金）～5月19日（月）
- ◇回収状況：小学校6年生 923件／1,013件（有効回収率：91.1%）
中学校3年生 623件／754件（有効回収率：82.6%）

(3) 男女平等推進審議会の開催

公募市民や学識経験者等で構成された男女平等推進審議会において、計画素案の内容や計画案について審議し、ご意見をいただきました。

(4) パブリックコメント、市民懇談会の実施

計画案に対する市民からの意見を幅広く聴取するため、パブリックコメント及び市民懇談会を実施しました。

第2章 小金井市の現状

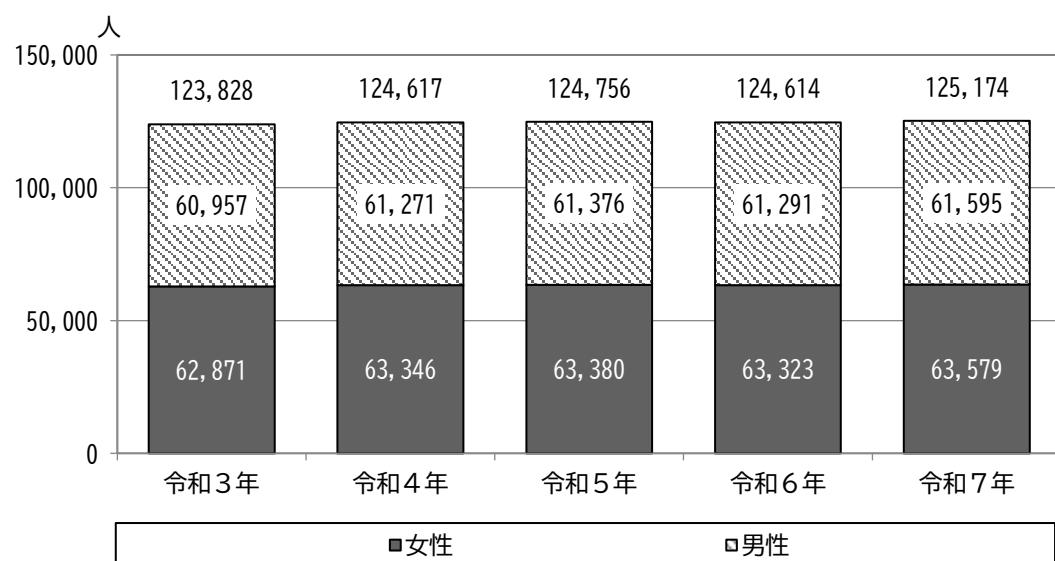
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は令和3年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて、緩やかな増加傾向となっており、令和7年（2025年）1月1日現在で125,174人となっています。

性別にみると、男性に比べて女性が約2,000人多くなっています。

図表2-1 男女別人口の推移



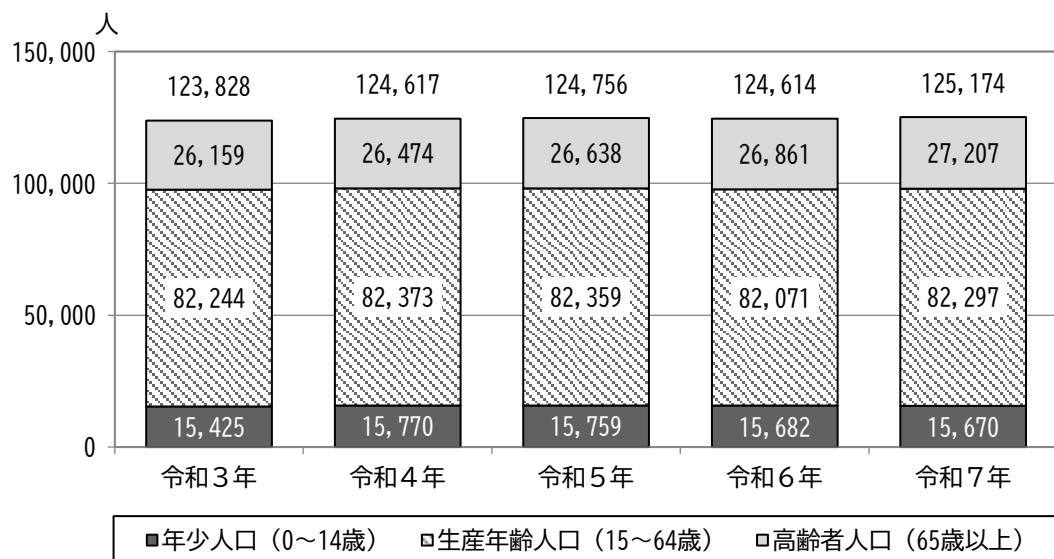
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年によりますが、いずれの区分もおおむね緩やかに増加しています。

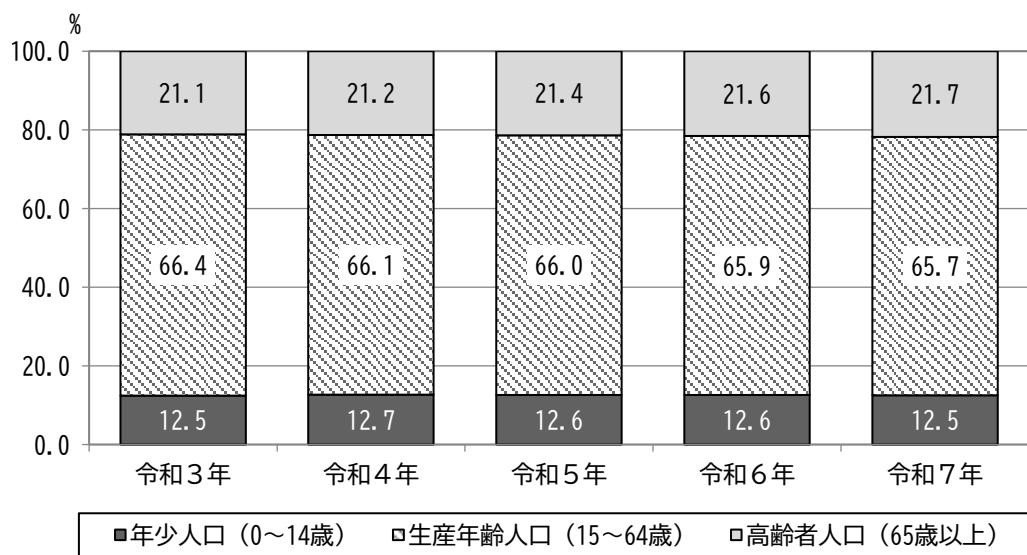
年齢3区分別の人口構成割合をみると、年少人口割合は横ばい、生産年齢人口割合は減少傾向、高齢化率は増加傾向となっています。

図表2-2 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図表2-3 年齢3区分別の人口構成割合の推移

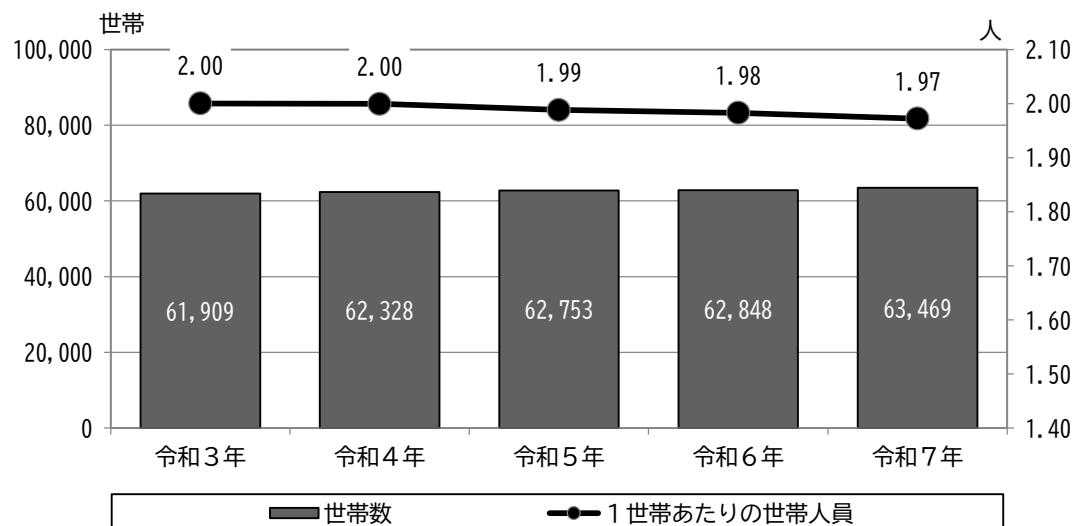


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯の推移

世帯数は緩やかな増加傾向にあり、令和7年（2025年）時点で63,469世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は令和5年（2023年）以降2人を下回っており、令和7年（2025年）時点で1.97人となっています。

図表2-4 世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

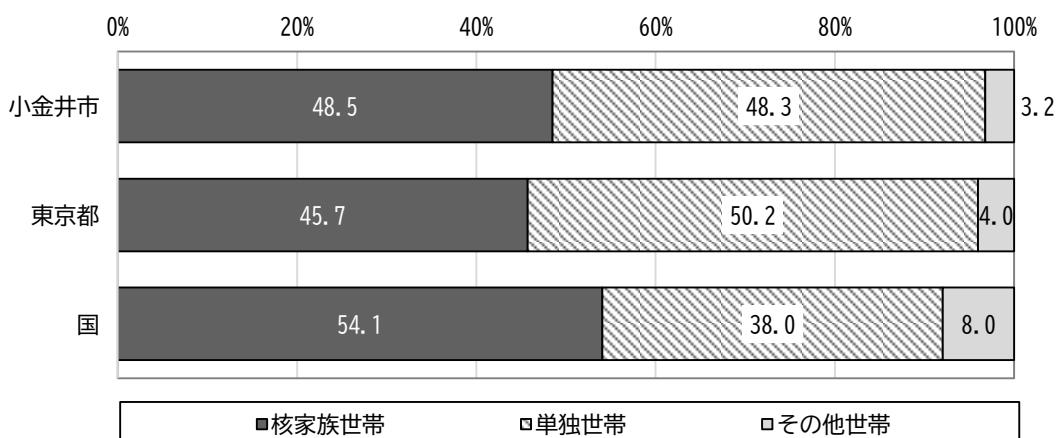


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 家族類型の状況

家族類型の状況をみると、核家族世帯と単独世帯がそれぞれ5割近くを占めています。単独世帯の割合は東京都と比較して大きな差異はないものの、国と比較すると10.3ポイント高くなっています。

図表2-5 家族類型の状況（国・都比較）

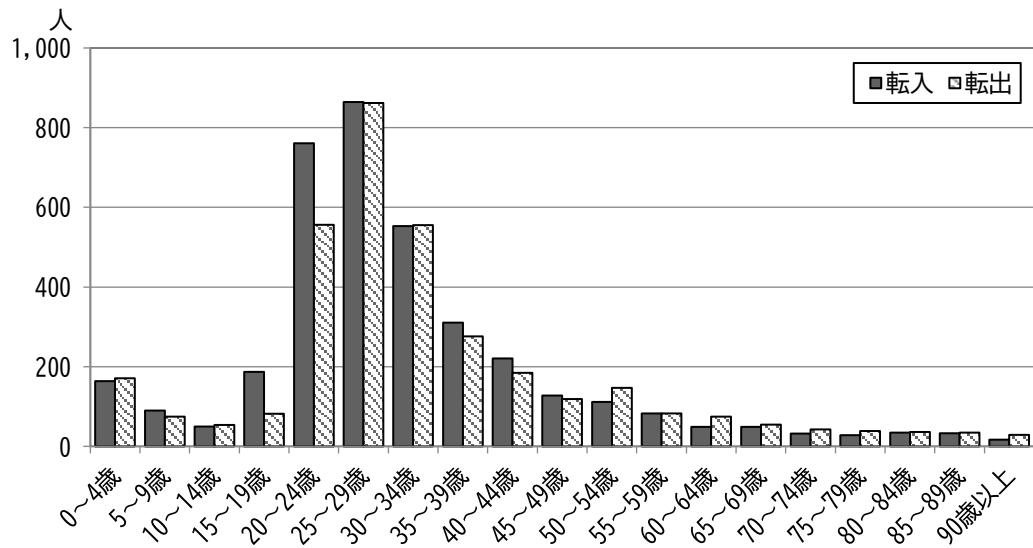


資料：国勢調査（令和2年）

(5) 転入・転出の状況

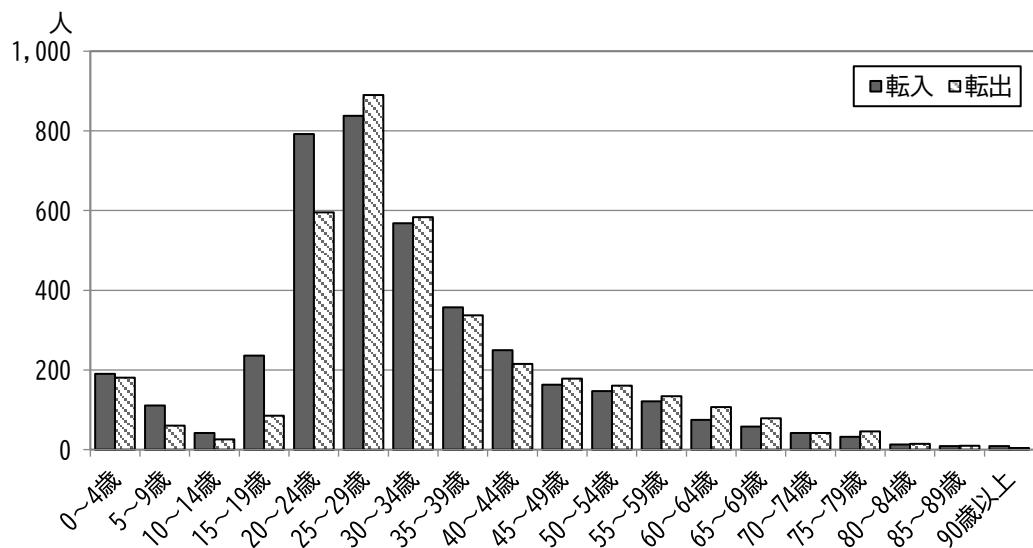
令和6年（2024年）の転入・転出状況をみると、男女ともに20歳代の転入数が多く、特に20～24歳は転入が転出を上回る転入増となっています。同様に15～19歳も転入増となっています。25歳以降は、転入と転出がほぼ同数となっています。

図表2-6 転入・転出の状況（女性）



資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

図表2-7 転入・転出の状況（男性）

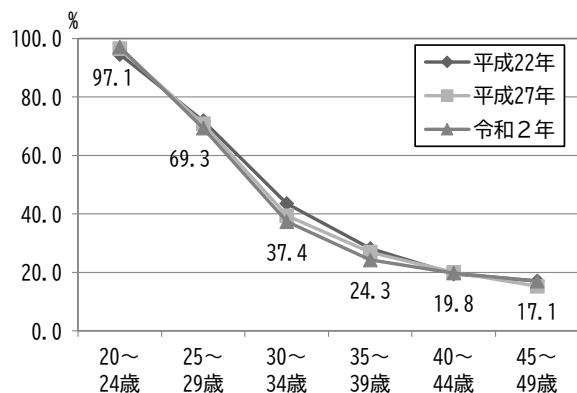


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和6年）

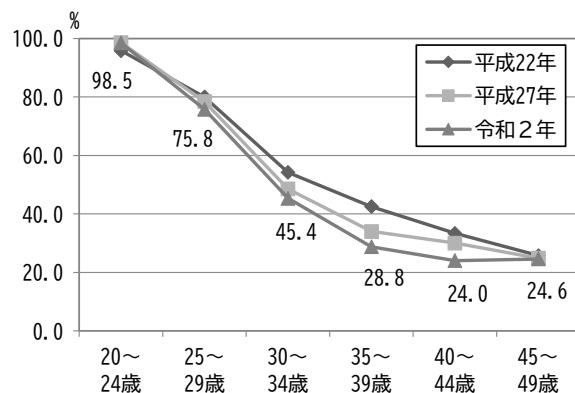
(6) 未婚率の推移

5歳階級別の未婚率をみると、男性はすべての区分で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低く、女性は25~44歳で令和2年(2020年)が平成27年(2015年)よりも低くなっています。

図表2-8 未婚率の推移（女性）



図表2-9 未婚率の推移（男性）



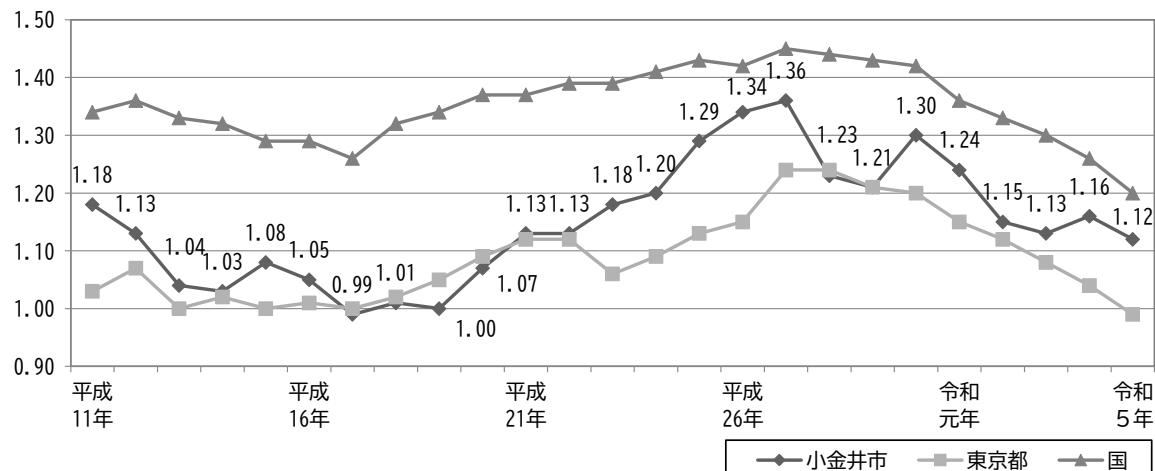
※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

(7) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しつつ、平成27年(2015年)までは増加傾向でしたが、平成28年(2016年)、平成29年(2017年)に一旦減少し、東京都の数値に近づきました。平成30年(2018年)に再び増加したものの、その後国・都と同様に減少に転じ、令和5年(2023年)は1.12となっています。

図表2-10 合計特殊出生率の推移（国・都比較）



※数値は本市のみ。

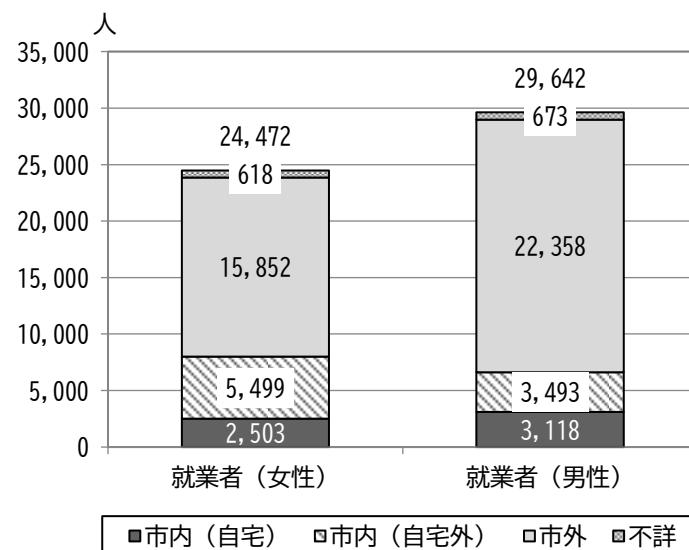
資料：国－人口動態統計（厚生労働省）

東京都、小金井市－人口動態統計（東京都保健医療局）

(8) 就業の状況

就業者の状況をみると、令和2年(2020年)の女性就業者は24,472人、男性就業者は29,642人となっています。男女ともに市外で就業している人が多くなっています。

図表2-11 就業者の状況



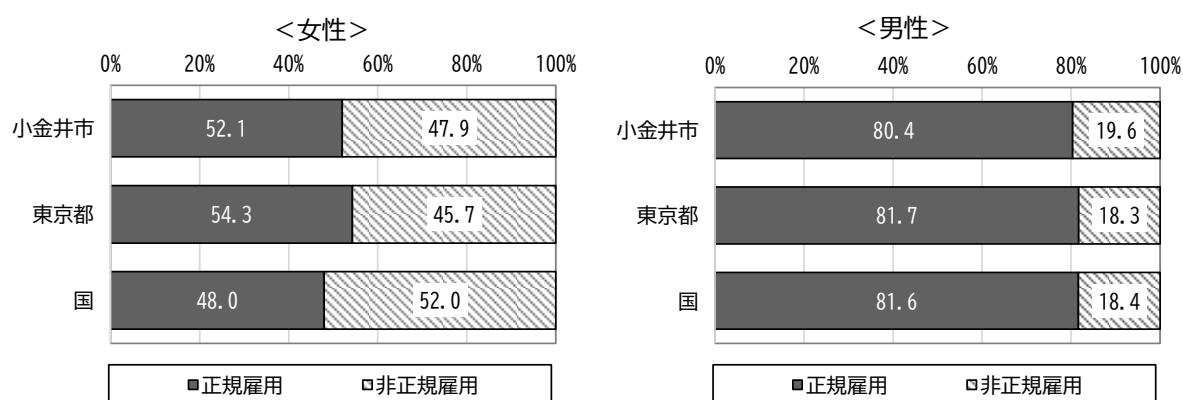
資料：国勢調査（令和2年）

(9) 雇用の状況

雇用者の従業上の地位をみると、小金井市の女性は正規雇用が52.1%、非正規雇用が47.9%となっており、正規雇用の割合は国より高く、東京都より低くなっています。

男性はいずれも正規雇用が80%を超え、国・東京都と同様の傾向となっています。

図表2-12 従業上の地位の状況（国・都比較）



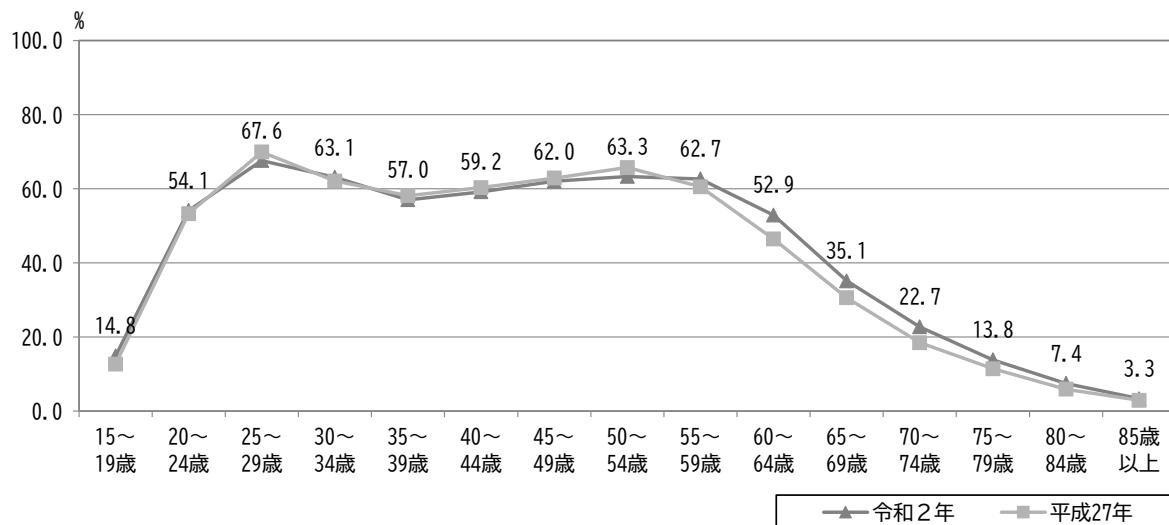
資料：国勢調査（令和2年）

(10) 労働力率の状況

女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳、35～54歳で令和2年（2020年）は平成27年（2015年）よりも低くなっています。

国・都と比較すると、小金井市では東京都と同様に25～29歳が最も高く、その後30歳代で減少するM字カーブを描こうとしますが、国と比較して、M字の谷が深く40歳代以降の上昇が少ないという特徴がみられます。

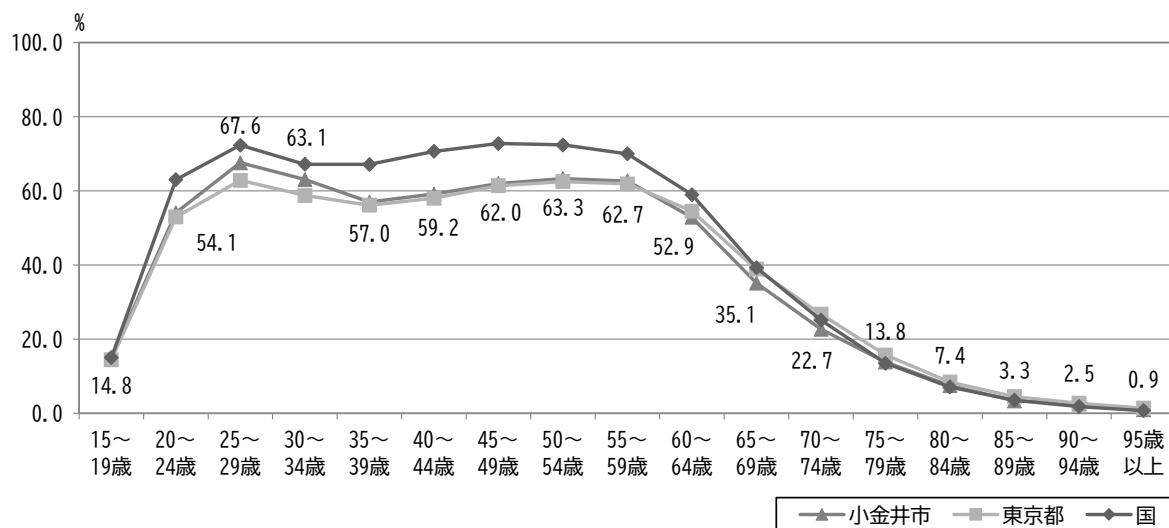
図表2-13 女性の年齢5歳階級別労働力率の推移



※数値は令和2年のみ。

資料：国勢調査

図表2-14 女性の年齢5歳階級別労働力率の状況（国・都比較）



※数値は本市のみ。

資料：国勢調査（令和2年）

2 第6次男女共同参画行動計画期間の取組と課題

第6次男女共同参画行動計画期間における、令和3年度から令和6年度の推進状況調査から重点施策等の進捗状況を、第6次計画の目標ごとにまとめました。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

【重点施策】

◆人権・男女平等に関する講演会等の開催

- ✧ 人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや公募市民の企画・運営により「こがねいパレット」を開催しました。
- ✧ 各種講演会への参加や啓発資料等の配布を通して男女共同参画の意識啓発を実施しました。

◆若い世代への啓発・教育の推進

- ✧ 市内小・中学校の児童・生徒に対し、人権教育プログラムを活用した、暴力の未然防止の意識づくりを推進しました。
- ✧ 「知っておきたいデートDV（リーフレット）」を市ホームページへ掲載し、デートDV及び相談先について周知を行うとともに、デートDVの防止、早期発見のための意識づくりの啓発を推進しました。
- ✧ 二十歳を祝う会においても、DV相談等の案内を配布しました。

【アンケート調査結果より】

◆小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況

- ✧ 市民意識調査において、こがねいパレットの認知度は24.8%と第6次計画策定時(22.5%)から大きな変化は見られません。情報誌「かたらい」の認知度は12.9%と依然として低いことがうかがえます。また、第6次計画自体の認知度も13.0%にとどまっています。
- ✧ 相談事業の認知度も、女性総合相談が15.5%、不平等や差別に対する苦情・相談窓口が25.5%と低いことがうかがえます。

◆DVの認知度

- ✧ [①平手で打つ]、[⑥相手の意に反して性的な行為を強要したり避妊に協力しない]、[⑦なぐるふりをしておどす]、[⑧「誰のおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」と侮辱的なことを言う]で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」が8割を超えています。一方、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もあると思う」については、[②大声でどなる]で4割台、[③外出などを制限する] [⑤何を言っても無視する] [⑨生活費を十分に渡さない]で2割台となっています。

◆DV被害の相談有無、相談先

- ◆ DV被害の相談は、全体で「相談したかったが、相談しなかった」が11.5%、「相談しようと思わなかった」が55.6%と、「相談しなかった」割合が67.1%と高く、第6次計画策定時と比較して13.5ポイント高くなっています。相談した人の相談先として、第6次計画策定時同様「友人・知人」「親族」が高いものの、女性で「同じような経験をした同性」(11.2ポイント増加)、「家庭裁判所、弁護士、警察」(5.6ポイント増加)の割合が高くなっています。

◆小中学生の性別による無意識の思い込み

- ◆ 小中学生アンケートにおいて、「男の子／女の子だからと思うことがある」割合が小学生で50.3%、中学生で60.7%、「性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う」割合が小学生で56.0%、中学生で71.5%と、性別による思い込みがあることがうかがえます。
- ◆ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰から「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、性別による思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◆ 本市においては、人権・男女平等の推進に向けて、様々な事業を実施しているものの事業自体や計画に対する市民の認知度は低く、本市の男女共同参画に関する取組が十分に伝わっていない状況がうかがえることから、引き続き認知度の向上に努めることが重要です。
- ◆ 暴力行為の内容によってはDVであると認識していない割合も高く、改めてDVなどのあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させ、これを許さない社会意識の醸成と未然に防ぐ環境づくりに努めることが重要です。
- ◆ 年齢を重ねるにつれ、周囲からの影響を数多く受けることで、「性別による無意識の思い込み」を抱いてしまうことが考えられるため、幼少期から「無意識の思い込み」について知ることが重要です。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

【重点施策】

◆男性の家事・育児・介護への参画促進

- ✧ 出産、育児に関する両親学級やエンジェル教室、カルガモ教室において父親が参加しやすい環境を整えたことで、父親の参加者数が増加しています。
- ✧ 父親と子ども、父親同士の交流を図る各種事業を開催し、父親の育児参加と交流機会の提供に努めています。
- ✧ 要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等について、男性介護者も参加しやすいテーマ設定を行いました。

◆一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進

- ✧ 市報、市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載するとともに、男女共同参画週間、男女共同参画シンポジウム、「こがねいパレット」等の機会を利用し、普及啓発資料を配布しました。
- ✧ 多様な働き方の普及・啓発に向けて、パンフレットによる情報提供や就職支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、しごとセンター多摩との共催による就職イベント、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー等を行いました。

【アンケート調査結果より】

◆1日あたりの家事・子育てに携わる時間

- ✧ 市民意識調査において、第6次計画策定時と比較して男性の家事や子育てに携わる時間が増加していることがうかがえるものの、依然として共働きであっても男性に比べて女性の家事に携わる時間が長い傾向にあります。

◆育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと

- ✧ 育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男性にとっても女性にとっても、「短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を整備する」、「職場や上司の理解・協力」、「育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価を行う」、「保育・介護の施設やサービスを充実する」ことが必要であることがうかがえます。

◆男性の家事・育児の参加について

- ✧ 男性の家事・育児参加へのイメージは、「男性も家事・育児を行うのがあたりまえだと思う」が最も高く、第6次計画策定時よりも男女ともにそう考える傾向が高まっています。

◆育児休業・介護休業の利用意向について

- ◆ 育児休業の利用意向は、「利用したい」で女性（74.9%）が男性（60.8%）より14.1ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の育児休業の取得意向の高まりがうかがえます。
- ◆ 介護休業の利用意向は、「利用したい」で女性（72.8%）が男性（64.8%）より8.0ポイント高くなっています。第6次計画策定時よりも、男性の「利用したい」割合が高く、男性の介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。

◆小中学生の家事・育児に対する性別による無意識の思い込み

- ◆ 小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で36.9%、中学生で37.4%、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で37.6%、中学生で41.2%と、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。
- ◆ 特に、兄弟姉妹・友達、先生、親（保護者）、祖父母・親戚など周りの大人などの誰から「男の子／女の子だから」と言われた経験がある人ほど、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがある割合が高い傾向にあります。

【まとめ・今後の課題】

- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業所等の協力を得ながら、一人ひとりのライフスタイルに合った多様な働き方を進めることが重要です。
- ◆ 男性の家事や子育てに携わる時間の増加や育児休業、介護休業の取得意向の高まりがうかがえます。事業所や関係機関等の連携・協力を得ながら、男女がともに無理なく仕事と家庭、育児・介護に参画することができる環境づくりが重要です。
- ◆ 子どもたちの性別に対する意識は日常の様々な場面から影響を受け形成されるため、周りの大人が自身の「性別による無意識の思い込み」に気づき、家庭での役割分担を見直すなど、言動に留意することが重要です。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

【重点施策】

◆男女の市政参画の促進

- ✧ 多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、審議会等の女性委員登用状況調査を実施し、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。
- ✧ 防災・防犯分野では、男女双方の意見を反映することができるよう、審議会運営を行いました。

◆市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

- ✧ 指導的立場への女性の参画の促進に向けて、市女性職員を対象とした女性キャリア支援研修を実施しています。また、令和3年度より男性管理監督職のための女性キャリア支援研修を実施し、男性職員の理解や関わり、職場風土づくりを推進しています。
- ✧ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、「小金井市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員育児休業取得率50%を目標に掲げるなど、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んだ結果、令和6年度の男性育児休業取得率が76.9%と、目標を上回っています。

【アンケート調査結果より】

◆審議会等の女性委員比率について

- ✧ 審議会等の女性委員比率については、男女ともに「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と高いものの、第6次計画策定期よりも、「積極的に女性委員を増やした方がよい」が男女ともに5ポイント以上高くなっています。

◆各分野の男女平等観について

- ✧ 様々な場において男女が平等になっていると思うかについてみると、「男性の方が優遇されている」については、[④政治の場]が48.8%と最も高く、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた《男性優遇》では79.1%と約8割を占めています。

【まとめ・今後の課題】

- ✧ 引き続き、審議会等の女性参画率目標達成に向けて、定期的に状況把握を行うとともに、全庁的に女性委員の登用促進について要請することが必要です。
- ✧ 本市において、性別に偏らない男女双方の多様な意見が活かされるよう、男女平等の視点に立った職員配置を行うとともに、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組むことが重要です。

◎小金井市における市民参加による推進事業

「こがねいパレット」

昭和 52 年（1977 年）に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後 10 年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和 62 年（1987 年）には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女の様々な観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。21 世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成 13 年（2001 年）に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

情報誌「かたらい」

女性問題を様々な角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていくよう、昭和 63 年（1988 年）に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成 12 年（2000 年）には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会

小金井市、国立市、狛江市が共同研究を通じて連携を図り、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的に、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間、補助金を活用しながら各年度研究テーマを設定し研究活動を行いました。また、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間、各市で公募した市民サポーターとともにワーク・ライフ・バランスについて、社会状況や各世代による考え方の違いなどについて講演会や座談会等を通して学び、各市が今後の啓発活動に活かすことができる内容を成果としてまとめ、本研究会の活動は終了しました。

「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景には様々な分野で活躍する女性たちの姿がありました。こうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成 15 年（2003 年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代をつなぐ－』、平成 18 年（2006 年）に『聞き書き集 小金井の女性たち－時代を歩む－』を編纂・発行し、市はその活動を支援し、国内外の主要図書館で所蔵・公開されました。

また、自主製作の DVD 「写真でたどる小金井の女性たち」は、令和 3 年（2021 年）に『聞き書き集』2 冊に加えて市立小中学校図書館「郷土コーナー」に配架され、副教材としての役割を期待されています。加えて、市内音訳グループの手でテープ録音からデイジーセンターに刷新された録音図書「聞き書き集」は、視覚障がい者、学習障がい者など多様な受け取り手に届けられ、本市の男女共同参画の歩みが記録される貴重な財産となっています。

市民組織の変遷(婦人問題懇談会～男女平等推進審議会)

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和 59 年（1984 年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成 7 年（1995 年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第 2 次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成 8 年（1996 年）には「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に至りました。その後、第 3 次行動計画策定時の平成 13 年（2001 年）に設置された「（仮称）第 3 次小金井市行動計画策定委員会」において、平成 15 年（2003 年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備が行われ、現在は同条例第 5 章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第6次男女共同参画行動計画では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を理念に掲げ、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」の二つを重要なテーマとして様々な取組を進めてきました。

一つめのテーマは「人権尊重」です。暴力のない社会、さらには、女性、男性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等、あらゆる人々の多様性を認め合い、自らの意思によりその個性と能力を発揮する機会が保証されること、人が人として尊重され、健康を享受し、共に参画することができる社会は、男女共同参画社会の実現の基本となるものです。

また、本計画策定にあたり実施した小中学生アンケートにおいて、子どもの頃から「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を持っている状況が明らかになりました。男女共同参画社会の実現に向けては、このような意識を変えていくことも重要です。

二つめのテーマは「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」です。少子高齢化、人口減少社会の中で今後も持続可能な社会を築いていくための重要な課題となっています。多様な働き方を普及し、テレワークの導入による在宅勤務を活用した働き方なども増加している一方で、家事、子育てや介護等が女性へ集中し多重負担となりやすい状況があります。地域や職場で活躍する女性を増やしていくためには、男性の家事・育児等への参画を促す取組として、長時間労働の改善や育児介護休業制度等への理解を進めていくことは、固定的な性別役割分担意識の解消を図る男女共同参画社会の実現に向けて欠かせないものです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に発揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本目標	主要課題		
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	D V 計 画 困 難 女 性 支 援 計 画	1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	
		3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	
		4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策	
		5 生涯を通じた心と身体の健康支援	
		6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	女 性 活 躍 推 進 計 画	1 家庭における男女共同参画の推進	
		2 働く場における男女共同参画の推進	
		3 女性の活躍と多様な働き方への支援	
		4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	
III 男女共同参画を積極的に推進する	政 策 ・ 方 針 決 定 過 程 へ の 男 女 の 参 画	1 政策・方針決定過程への男女の参画	
		2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	
		3 推進体制の充実・強化	

施策の方向	施策
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	<p>①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進 【重点】</p> <p>②人権・男女平等に関する講演会等の開催</p>
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	<p>①メディア・刊行物等への配慮</p> <p>②人権尊重における相談対応の充実</p> <p>③多文化共生のまちづくり</p>
(3) 多様性への理解の推進	<p>①性の多様性への理解促進</p>
(1) 教育の場における男女平等教育の推進	<p>①幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進</p>
(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	<p>①家庭における教育・学習の推進</p> <p>②地域・社会における教育・学習の推進</p>
(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	<p>①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見</p> <p>②若い世代への啓発・教育の推進</p>
(2) 被害者支援の推進	<p>①安全確保と自立支援の実施</p>
(3) 相談・連携体制の整備・充実	<p>①相談体制の整備・強化 【重点】</p> <p>②虐待等の防止対策・支援等の充実</p>
(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	<p>①ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実</p>
(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	<p>①母子保健事業等の推進</p>
(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	<p>①健康づくりの推進</p> <p>②健康と性に関する学習・啓発の充実</p>
(1) 各家庭の状況等に応じた支援	<p>①支援が必要な家庭への各種サポート</p>
(2) 自立した生活への支援	<p>①各種相談支援の実施</p>
(1) 育児支援体制の整備	<p>①地域での子育て支援体制の充実</p>
(2) 男性の家庭・地域活動への参画促進	<p>①男性の家事・育児・介護への参画促進</p> <p>②男性の地域活動への参画促進</p>
(3) 介護等への支援体制の整備	<p>①高齢者・障がい者等への社会的支援の充実</p>
(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり	<p>①一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進 【重点】</p>
(2) 働く場における男女平等の推進	<p>①雇用の場における男女共同参画</p>
(1) 女性の就労に関する支援	<p>①女性の就業支援・起業支援</p> <p>②農業・自営業等における男女共同参画の推進</p>
(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	<p>①地域活動団体等の活動促進</p> <p>②地域における女性のエンパワーメントの拡大</p>
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<p>①男女の市政参画の促進 【重点】</p>
(1) 市民参加・協働による事業展開	<p>①市民や地域団体との協働</p> <p>②参画を促す環境づくり</p>
(1) 庁内の男女平等の推進	<p>①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備 【重点】</p>
(2) 計画の推進体制の強化	<p>①計画推進体制の整備</p>

第4章 施策の展開

基本目標1

人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

主要課題1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透

人権が尊重され、多様性を認め合うジェンダー平等社会をつくるためには、人権を尊重する意識の向上と、性別による役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を進め、一人ひとりの意識と行動を切り替えていくための取組が重要です。また、情報化社会が進むなか、人権を侵害するメディア等への対策を進めることも必要となります。

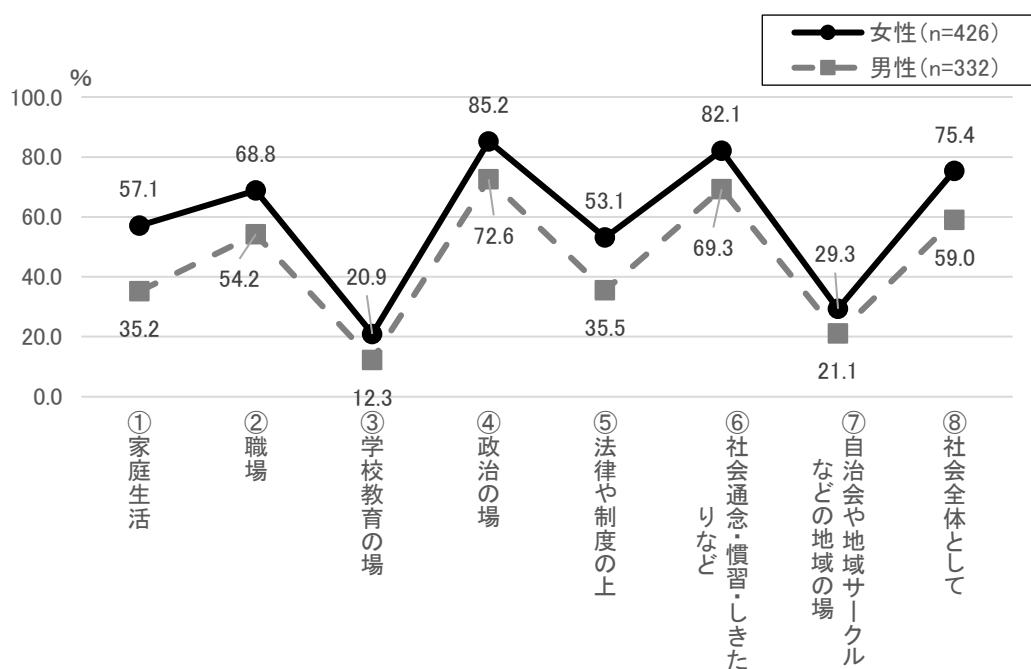
本市ではこれまで、人権に関する講演会、男女共同参画シンポジウムや、市民参画による情報誌「かたらい」の発行及び「こがねいパレット」の開催等を進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」における《男性優遇》は、全体で7割以上、「職場」「社会全体」においても6割以上と高く、依然として男性優遇社会であると感じている市民が多いことが分かります。いずれの項目も女性が男性と比較して10ポイント以上高くなっています、男女間で意識に差があることが見られます（図表4-1）。

また、こがねいパレットの認知度は前回調査から大きな変化は見られません。さらに、情報誌「かたらい」や第6次計画自体の認知度も1割台にとどまっており、必要な情報が十分に市民に届いていないことがうかがえます（図表4-2）。

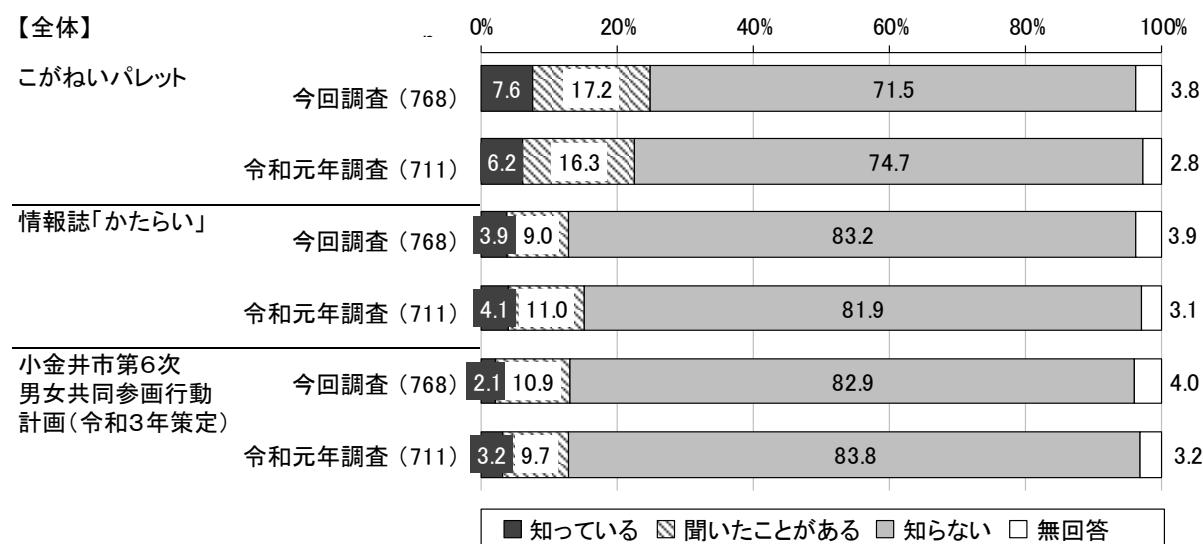
こうした状況をふまえ、今後も市民一人ひとりに人権尊重・ジェンダー平等意識が浸透するよう、情報媒体や取組自体の認知度の向上を図るとともに、様々な媒体や機会を通じて、普及・啓発活動に取り組むことが必要です。

図表4-1 各分野における《男性優遇》の割合（市民意識調査）



※上記各項目の場における男女平等観を5段階評価（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、「男女平等」、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」、「女性の方が優遇されている」）で質問。《男性優遇》は「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計。

図表4-2 小金井市のこれまでの施策・取組の認知状況（市民意識調査）



施策の方向（1）人権・男女平等の意識改革の推進

人権・男女平等の意識改革やジェンダーバイアスの解消を進めるため、講演会や広報媒体等の啓発活動により市民へ働きかけを行います。また、市民の自発的な活動を促進するための情報提供を行い、正しい理解を広める広報・啓発活動を展開します。

施策① 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進【重点】

No	事業名	事業内容	
1	人権に関する啓発資料の作成・活用	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、人権に関する啓発資料等を作成・活用します。	
		具体的な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品の作成・配布 ・「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 広報秘書課 児童青少年課
2	男女平等に関する啓発資料の作成・活用	男女平等都市宣言・男女平等基本条例、ジェンダーバイアスの解消など、男女共同参画に関する理解促進を図るため、各種啓発資料を作成・活用します。	
		具体的な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーバイアス解消に向けた普及啓発用冊子の作成・活用【新規】 ・二十歳を祝う会での啓発資料の配布 ・男女共同参画シンポジウム等での男女平等基本条例等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課 企画政策課 企画政策課
3	人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用	人権・男女平等に関する図書や関係資料の収集に努めます。また、収集した図書や関係資料の貸し出し・閲覧など活用を図るとともに、広く周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・女性談話室における各種資料の配架 ・男女共同参画週間に合わせた図書館におけるテーマ図書の展示等 	<ul style="list-style-type: none"> 企画政策課 図書館
4	情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	市民編集委員の参加による男女共同参画情報誌「かたらい」や「こがねいパレット」記録集を発行し、市施設等で配布し広く周知します。	
		具体的な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知 	企画政策課

施策② 人権・男女平等に関する講演会等の開催

No	事業名	事業内容	
5	人権に関するイベントの開催	人権尊重の意識の浸透と定着を図るため、様々な人権をテーマにイベントを開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権に関するイベントの開催	広報秘書課
6	男女共同参画シンポジウムの開催	男女共同参画シンポジウムを開催し、男女共同参画の意識啓発を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
7	「こがねいパレット」の開催	男女がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、市民実行委員の企画・運営による男女共同参画推進事業「こがねいパレット」を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・「こがねいパレット」の開催	企画政策課

施策の方向（2）男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別にかかわらず、子どもの頃から一人ひとりの人権と尊厳が守られるよう、メディア・リテラシーの普及啓発や情報モラル教育を推進します。あわせて、人権尊重に関する相談体制の充実に努めます。また、国際理解教育や国際交流を通じて、互いの文化と人権を尊重し合える多文化共生のまちづくりに取り組みます。

施策① メディア・刊行物等への配慮

No	事業名	事業内容	
8	メディア・リテラシーに関する普及・啓発	市報などを通じて広く市民にメディア・リテラシーに関する啓発を行い、人権尊重と性差別防止、固定的な役割分担意識の解消を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・市民向け普及・啓発の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容									
9	情報モラル教育の充実	学習指導要領に基づき、児童・生徒に対して、男女平等の視点を盛り込んだ情報モラル教育を実施します。 また、学校教育において、発達段階に応じたメディア・リテラシーを身に付け、他者の人権に配慮した情報発信を行えるようになります。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・情報モラル教育の充実</td> <td>指導室</td> </tr> <tr> <td>・児童・生徒向け普及・啓発の実施</td> <td>指導室</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	担当課	・情報モラル教育の充実	指導室	・児童・生徒向け普及・啓発の実施	指導室		
具体的な事業	担当課										
・情報モラル教育の充実	指導室										
・児童・生徒向け普及・啓発の実施	指導室										
10	表現ガイドラインの周知と活用	「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を周知とともに、市が発行する刊行物等での適切な表現を使用することを促します。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・市ホームページにおける手引きの周知</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>・職員研修等庁内における手引きの周知</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行</td> <td>広報秘書課</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	担当課	・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課	・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課	・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課
具体的な事業	担当課										
・市ホームページにおける手引きの周知	企画政策課										
・職員研修等庁内における手引きの周知	企画政策課										
・差別や偏見を助長しない表現や男女バランスに配慮した市報等の発行	広報秘書課										

施策② 人権尊重における相談対応の充実

No	事業名	事業内容									
11	男女平等に関する苦情・相談の受付	男女平等に関する苦情処理窓口の設置により、男女平等を阻害する苦情、相談に対応します。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・男女平等に関する苦情・相談の受付</td> <td>企画政策課</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	担当課	・男女平等に関する苦情・相談の受付	企画政策課				
具体的な事業	担当課										
・男女平等に関する苦情・相談の受付	企画政策課										
12	人権侵害等に対する相談の実施	性による差別を含む人権侵害を始め、市民の相談を幅広く受け付け、人権問題の解決等に努めます。 また、子どもの権利侵害に関する相談・救済に取り組みます。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人権・身の上相談</td> <td>広報秘書課</td> </tr> <tr> <td>・女性総合相談</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>・子どもオンブズパーソン【新規】</td> <td>児童青少年課</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	担当課	・人権・身の上相談	広報秘書課	・女性総合相談	企画政策課	・子どもオンブズパーソン【新規】	児童青少年課
具体的な事業	担当課										
・人権・身の上相談	広報秘書課										
・女性総合相談	企画政策課										
・子どもオンブズパーソン【新規】	児童青少年課										

施策③ 多文化共生のまちづくり

No	事業名	事業内容	
13	平和に関するイベントの開催	非核平和映画会や平和の日記念行事等を開催します。様々な視点から市民により広く啓発していくことで、平和意識の高揚を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・平和に関するイベントの開催	広報秘書課
14	国際理解教育の推進	市内小・中学校において、留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・国際理解教育の推進	指導室
15	在住外国人との交流の推進	多文化共生社会への理解を深めるため、外国籍市民との各種国際交流事業や公民館を活用した学びにおける国際交流事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・日本語スピーチコンテスト、うどん打ち体験会等	コミュニティ文化課
		・生活日本語教室、国際理解講座等	公民館

施策の方向（3）多様性への理解の促進

多様な性自認や性的指向など、性の多様性に関する正しい理解の促進に向け、パートナーシップ宣誓制度の運用、周知に努めるとともに、性の多様性に関する情報提供や研修会等を実施します。

施策① 性の多様性への理解促進

No	事業名	事業内容	
16	パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	パートナーシップ関係にある市民に対し宣誓書受領カード等を発行する制度を運用します。 また、広く市民に対し周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・パートナーシップ宣誓制度の運用と周知	企画政策課
17	性の多様性に関する研修会等の実施	性の多様性の理解と支援の促進のため、市民や職員を対象にした研修会等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民向け性の多様性への理解促進講座	企画政策課
		・職員向け人権研修	職員課

No	事業名	事業内容	
18	性の多様性に関する情報提供の実施	性の多様性の理解と支援を促進するため、情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性への理解促進パネル展の実施【新規】 	企画政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性リーフレットの作成・配布【新規】 	企画政策課

主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

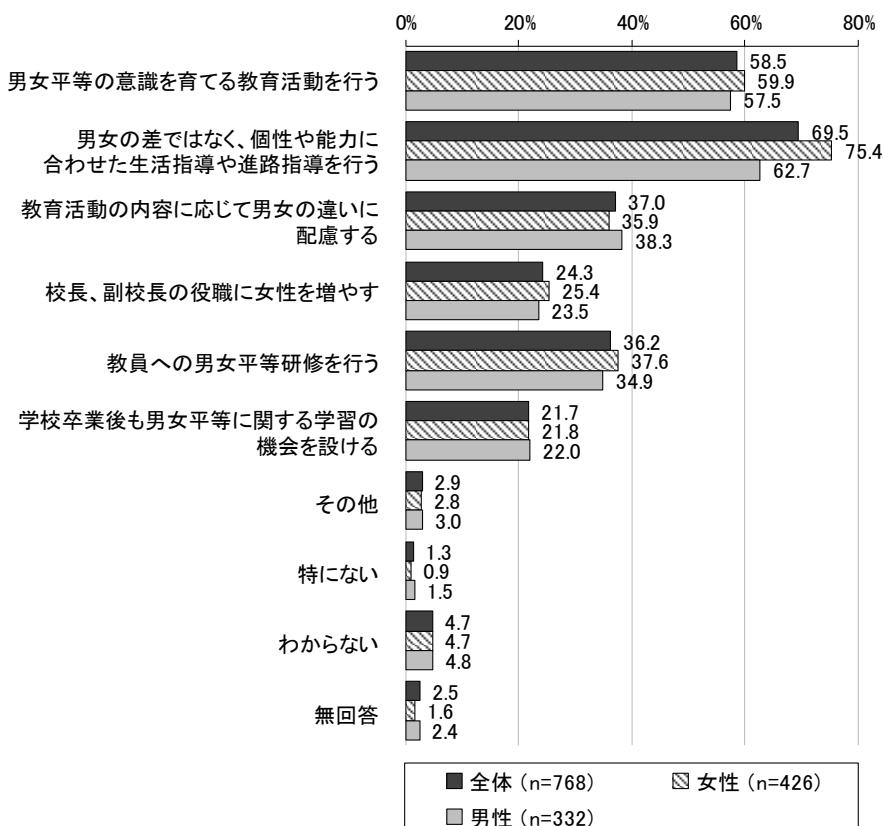
男女共同参画社会の実現には、性別や年齢にかかわらず、一人ひとりがその意義を正しく理解し、必要性を認識することが重要です。そのために大きな役割を果たすのが、教育や学習の機会です。

令和6年（2024年）に実施された市民意識調査では、学校教育の場で男女平等を進めるために特に重要なこととして、「男女の差ではなく、個性や能力に応じた生活指導や進路指導を行うこと」や「男女平等の意識を育てる教育活動を行うこと」が多く挙げられました（図表4-3）。

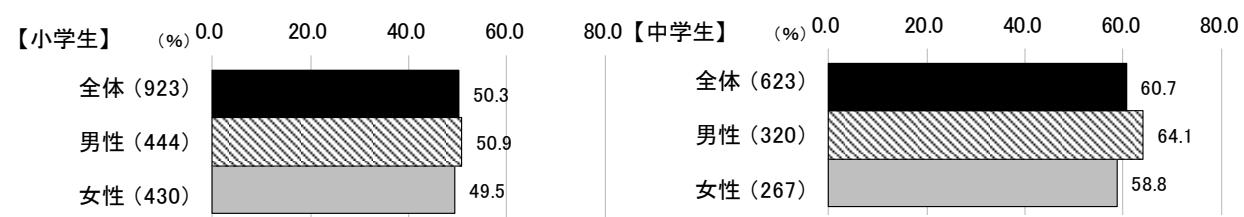
また、小中学生を対象としたアンケートでは、「男の子／女の子だから」と思うことがあると回答した割合が、小学生で約5割、中学生で約6割にのぼり、「性別によって向いている仕事・向いていない仕事がある」と考える割合も、小学生で5割半ば、中学生では7割を超えています。特に、「男の子／女の子だから」と誰かに言われた経験のある人ほど、自身もそのように強く思う傾向が見られました（図表4-4～4-7）。

このように、幼少期や学齢期は身近な環境の影響を受けやすいため、学校・家庭・地域における教育や学習の場では、男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。さらに、学校卒業後も、それぞれのライフステージや社会の変化に応じて、男女共同参画に関する学びの機会を継続的に提供していくことが重要です。

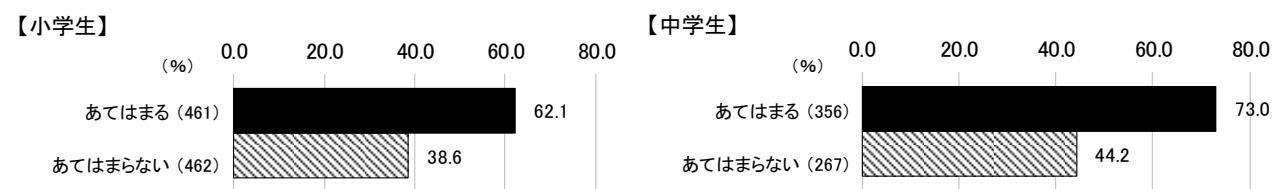
図表4-3 男女平等を進めるために学校教育の場で重要なこと（市民意識調査）



図表4-4 「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある（小中学生アンケート）



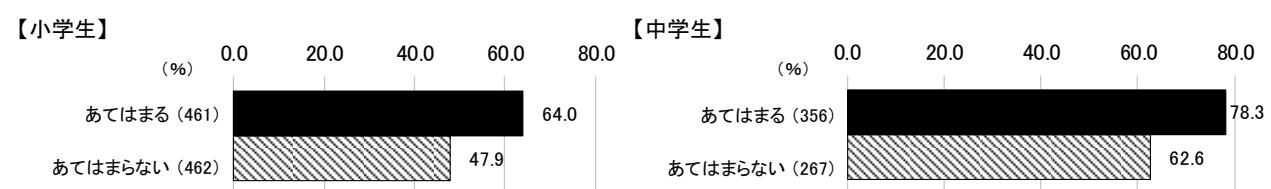
図表4-5 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の「男の子だから」「女の子だから」と思うことがある割合（小中学生アンケート）



図表4-6 （将来の仕事について）性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思う（小中学生アンケート）



図表4-7 「男の子/女の子だから」と言われた経験別の性別で向いている仕事と向いていない仕事があると思うことがある割合（小中学生アンケート）



施策の方向（1）教育の場における男女平等教育の推進

児童・生徒の成長段階に応じて、男女平等の意識を育む教育と、自分や他者を思いやる人権教育を推進します。子どもが固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれることなく、自分らしい生き方を主体的に選択できるよう支援します。また、子どもの育ちや教育に関わる人を対象に、理解促進のための研修を実施します。

施策① 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
19	保育・教育関係者に対する研修の充実	保育園及び市立小・中学校に勤務する職員を含めた市職員や教職員を対象に、人権、男女平等・男女共同参画に関する研修を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・職員研修の実施	職員課
20	男女平等の視点に立った学校教育の推進	小・中学校における学校活動の中で、男女平等の趣旨を踏まえた人権教育等を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権教育プログラムを活用した男女平等の視点を含む人権教育	指導室
		・職場体験学習における男女平等の視点に立ったキャリア教育	指導室

施策の方向（2）生涯を通じた男女平等教育の推進

子どもの育ちに関わる保護者に対して、男女平等や人権、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への正しい理解を促す啓発に取り組みます。また、人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり男女共同参画への理解を深め、男女平等意識に基づいた行動を実践できるよう、家庭や地域に向けた学習機会の充実を図ります。

施策① 家庭における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
21	両親学級の充実	妊娠、出産、育児に関する知識の普及、地域の友だちづくりへの支援として、妊婦とそのパートナーを対象とした両親学級を開催します。	
		具体的な事業	担当課
22	エンジェル教室・カルガモ教室の開催	父親と母親の育児上の不安の解消・軽減を目的として、育児知識・育児情報の提供、親子で友だちづくりへの支援を主眼としたエンジェル教室・カルガモ教室を開催します。	
		具体的な事業	担当課
23	家庭教育学級の開催	保護者と子どもがともに学習するための場として、市立小中学校のPTA連合会に運営を委託して、家庭教育学級を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家庭教育学級の開催	生涯学習課

施策② 地域・社会における教育・学習の推進

No	事業名	事業内容	
24	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施	地域において、人権尊重・男女平等の視点を踏まえた様々な講座や学習機会を提供します。	
		具体的な事業	担当課
25	男女共同参画に関する講座等の開催支援	市民や市内を中心に活動している団体が、企画・主催する男女共同参画に関する学習会や講座の開催を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・市職員派遣による出前講座	生涯学習課
		・市民がつくる自主講座（男女共同参画部門）の開催	公民館

主要課題3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（小金井市配偶者暴力対策基本計画）（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

配偶者等からの暴力は、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、こうした暴力は、家庭内など親密な関係性の中で起こることが多く、周囲が気づきにくいため、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向があります。

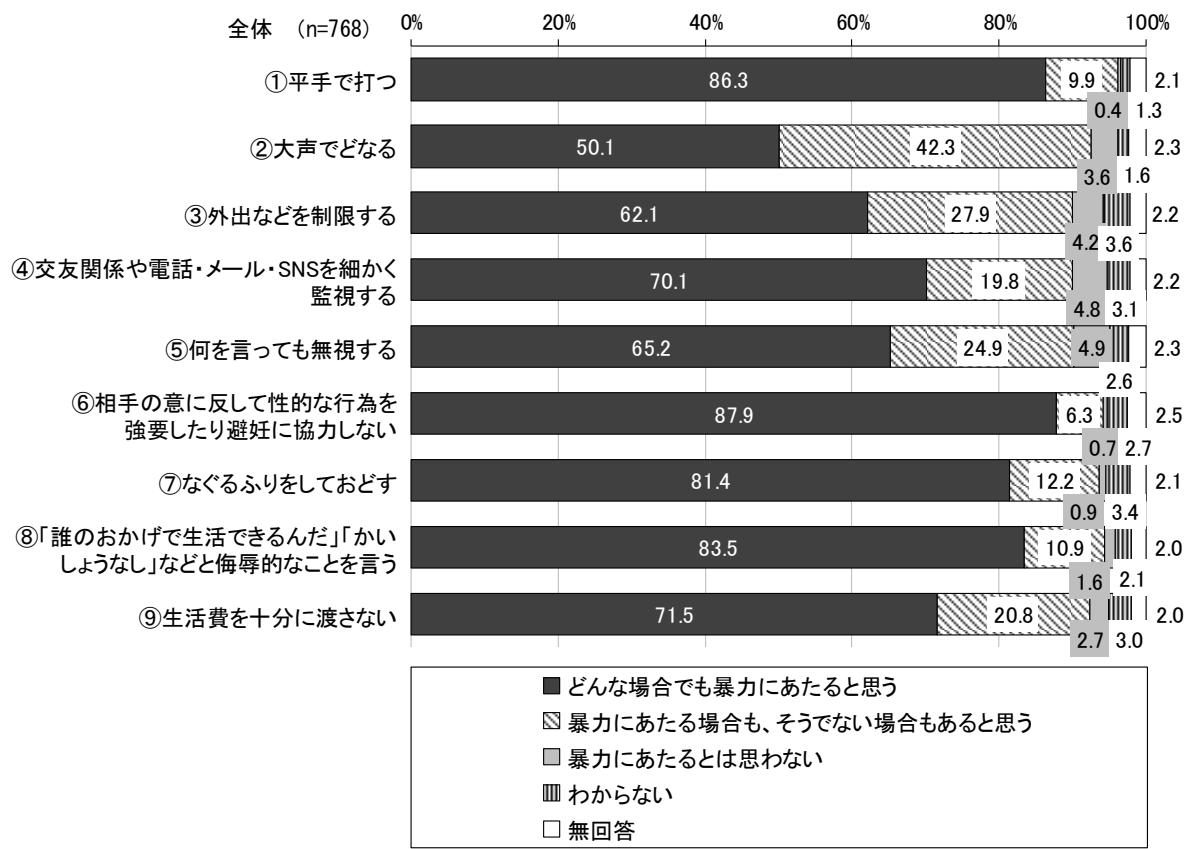
また、子どもの見ている前で夫婦の間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるとともに、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。このように、DVと児童虐待が密接に関連していることを踏まえた取組も重要となります。

本市では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力の未然防止や、被害者支援の強化に取り組んできました。また、学校や地域においては、さまざまな媒体や機会を活用した啓発活動を通じて早期発見のための意識づくりを行うとともに、命の大切さや他者を思いやる心を育む教育による未然防止にも力を入れています。

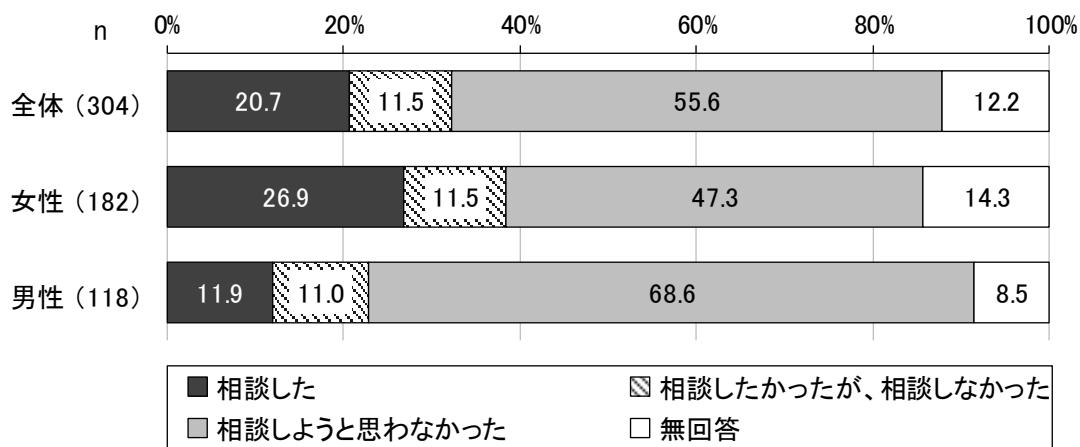
令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果では、暴力行為の内容によっては配偶者等からの暴力に該当すると認識していない割合が高く、あらためて、配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力は犯罪であり、人権侵害であるという認識を広く市民に浸透させることができます（図表4-8）。あわせて、暴力を許さない社会意識の醸成と、未然に防ぐ環境づくりが重要です。また、配偶者等からの暴力を受けた際に「相談しなかった」と回答した割合が7割弱と高く、相談への心理的・社会的ハードルの高さがうかがえます（図表4-9）。

こうした状況を踏まえ、暴力の根絶に向けて、あらゆる暴力の防止に向けた啓発を進めるとともに、被害者が安心して相談できる体制や、安全を確保する保護体制の充実を図る必要があります。さらに、関係機関との連携を強化し、被害者が早期に支援を受けられる仕組みづくりも重要です。

図表4 - 8 DVの認知度（市民意識調査）



図表4 - 9 DV被害の相談有無（市民意識調査）



施策の方向（1）配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力やデートDVは重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識が市民に広く浸透するよう、広報・啓発活動を継続します。あわせて、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に向けて、体制の強化と関係機関との連携に努めます。

施策① DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

No	事業名	事業内容	
26	DVの防止に向けた啓発と情報提供	DV相談カードの配布や市報・市ホームページ、刊行物などによるDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・DV相談カードの配布	企画政策課
27	医療機関・関係機関への情報提供の充実	医療機関等に通報義務について周知するとともに、DV相談カード等を配布し、相談窓口の周知・情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・医療機関・関係機関への情報提供の実施	企画政策課
28	様々な機会を通じたDVの早期発見	訪問・相談事業など様々な機会を捉え、迅速に対処できるよう、要保護児童対策地域協議会など関係機関と連携した早期発見・情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・こども家庭センター総合相談の実施	こども家庭センター
		・要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター
		・福祉総合相談の実施	地域福祉課

施策② 若い世代への啓発・教育の推進

No	事業名	事業内容	
29	小中学校での人権教育の推進	市内小・中学校において、人権教育プログラム及び子どもの権利に関する条例を活用し、暴力の未然防止の意識づくりを推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・人権教育プログラムの実施	指導室
30	デートDV防止対策の充実	デートDVの防止に向けた啓発と相談窓口に関する情報提供を行います。また、若年層に向けた啓発強化に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・「知っておきたいデートDV」（リーフレット）のホームページによる啓発	企画政策課
		・二十歳を祝う会におけるDV相談等の案内配布	企画政策課

施策の方向（2）被害者支援の推進

被害者の安全確保を最優先に行うとともに、自立や生活再建に向けて、生活・就労・経済面での支援を行います。あわせて、子どもを含む家庭への心理的ケアにも配慮し、庁内外の関係機関と連携を強化することで、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

施策① 安全確保と自立支援の実施

No	事業名	事業内容	
31	被害者等に関する個人情報保護の支援	DV被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	
		具体的な事業	担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援	企画政策課
		・住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の実施	市民課
32	被害者の安全確保	庁内関係各課及び警察等関係機関と連携し安全確保に努め、また被害者の自立支援を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・関係機関との情報交換会の開催	企画政策課
		・緊急一時保護宿泊費等助成制度の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容	
33	生活の再建に向けた支援と情報提供	DV被害者の生活再建に向け、関係機関、庁内関係各課と連携した各種相談支援や必要な情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・生活の再建に向けた支援と情報提供	企画政策課 地域福祉課 子育て支援課 こども家庭センター
34	要保護児童の保育・就学等の支援	DV被害者が養育する子どもの保育や就学等について、児童相談所、こども家庭センター、教育相談所等の関係機関と連携し、支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・保育に関する支援	保育課
		・就学等に関する支援	学務課 指導室

施策の方向（3）相談・連携体制の整備・充実

相談機能の整備・充実や窓口情報の周知を進めるとともに、被害者の状況や背景を丁寧に理解し、適切な対応ができるよう努めます。あわせて、相談員の相談対応能力の向上に努めるなど、相談機能の強化と関係機関との連携体制の充実を図り、切れ目のない支援につなげます。

施策① 相談体制の整備・強化

No	事業名	事業内容	
35	女性総合相談の活用	女性が生活の中で直面している様々な悩みを相談できる場として、女性総合相談を実施します。また、民間支援組織等の情報収集に努め、相談を通じ必要に応じた情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報・市ホームページや刊行物等を通じて、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・男性に対する相談支援窓口に関する情報提供の実施	企画政策課

No	事業名	事業内容	
37	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握するなど職員の相談対応能力の向上に努めます。 また、研修への参加を通じて、女性相談支援員等の関係職員が専門性の向上を図り、被害者等に対し適切な対応をとることができるように努めます。	
		具体的な事業 ・ DVに関する研修会等への参加	担当課 企画政策課 関係各課
38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化	関係各課における情報共有や、状況に応じた関係機関との情報共有など、連携強化に努めます。	
		具体的な事業 ・ 関係機関との情報交換会の開催【再掲】	担当課 企画政策課

施策② 虐待等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
39	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止と早期発見、被害者保護に向け、関係機関のネットワークを基に適切な支援を実施します。	
		具体的な事業 ・ 虐待防止、権利擁護に関する啓発	担当課 こども家庭センター 介護福祉課 自立生活支援課
		・ 要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】	こども家庭センター
		・ 障害者虐待防止センターの運営	自立生活支援課

主要課題4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの行為は、DV（ドメスティック・バイオレンス）と並び、男女共同参画社会の形成を阻む重大な要因です。これらの行為は、家庭・学校・地域・職場など、日常生活の様々な場面で発生する可能性があり、誰もが被害者となる恐れがあります。社会的に決して許されるものではなく、その防止と被害者支援に向けた取組が強く求められます。

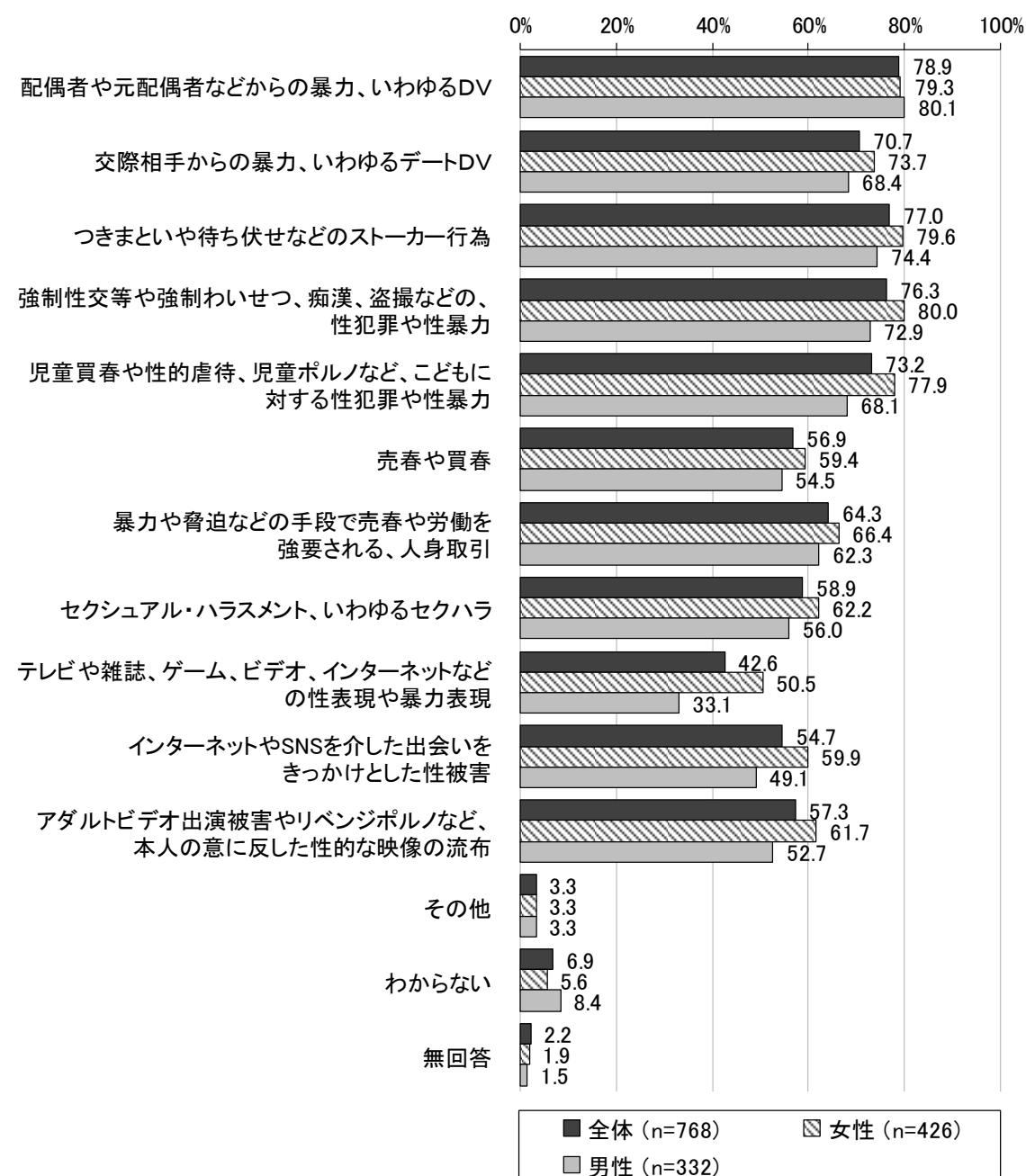
近年では、スマートフォンの普及やインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、「リベンジポルノ」など、個人の尊厳を著しく傷つける暴力的な行為も深刻な問題となっています。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性に対する暴力の根絶を図るために対策が必要な問題として、DVに続き、ストーカー行為や性犯罪・性暴力との回答が多く、市民にとっても関心の高い問題となっています（図表4-10）。

国では、令和5年（2023年）の刑法改正等により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたほか、「性的姿態撮影等処罰法」が成立し、「リベンジポルノ」などへの対策が講じられています。

家庭・学校・地域・職場など、あらゆる生活の場において、市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカー行為や各種ハラスメント、性犯罪・性暴力等の行為に対して、引き続き適切な対応と支援体制の整備が重要です。

図表4-10 女性に対する暴力根絶のために対策が必要なこと（市民意識調査）



施策の方向（1）ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進

セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントやストーカー行為、性犯罪・性暴力等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を進めます。

施策① ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等の防止対策・支援等の充実

No	事業名	事業内容	
40	被害者等に関する個人情報保護の支援	ストーカー被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限など支援措置を実施し、関係機関、庁内関係各課と連携した個人情報保護の支援をします。	
		具体的な事業	担当課
		・被害者等に関する個人情報保護の支援【再掲】	企画政策課
41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	セクシャル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止について啓発するとともに、相談先等の周知に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等に関する苦情処理窓口の設置、女性総合相談の実施	企画政策課
		・市ホームページ等による関係法令等の周知	企画政策課
		・国のハラスメント撲滅月間に合わせた啓発の実施【新規】	企画政策課
		・人権110番の周知	広報秘書課
		・庁内におけるハラスメント防止に対する啓発の実施	職員課
42	若年層への性犯罪・性暴力等への対策の推進	国の「若年層の性暴力被害予防月間」や小中学校での「生命（いのち）の安全教育」を通じて、若年層の様々な性暴力被害について予防啓発や相談先の周知、被害を受けた際の対応方法などの啓発を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・若年層の性暴力被害予防月間での啓発の実施【新規】	企画政策課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施【新規】	指導室

主要課題5 生涯を通じた心と身体の健康支援（小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画）

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、思いやりをもって共に生きていくことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。特に女性は、妊娠や出産をはじめ、生涯を通じて男性とは異なる身体的・健康的な課題に直面することがあります。こうした女性特有の健康課題に対する支援を進めるとともに、女性自身の自己決定が尊重され、的確な自己管理が行えるよう支援することが重要です。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、こうした視点に基づく概念であり、女性だけではなく社会全体で理解を深めることが求められます。

また、生涯を通じて心身の健康を維持することは、自立した生活を営む上で欠かせない要素であり、市民共通の願いでもあります。市民一人ひとりが健康で安全な暮らしを続けられるよう、それぞれのライフステージに応じた健康管理と健康づくりを支援していく必要があります。

さらに、うつ病をはじめとする心の健康の問題や、経済的・生活上の困難が背景にある自殺の増加などの課題についても、引き続き支援を行うとともに、相談支援体制のさらなる強化を図ることが求められます。

施策の方向（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期の女性に対する母性保護と母子保健の充実を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）への理解を深めるための情報提供に努めます。

施策① 母子保健事業等の推進

No	事業名	事業内容	
43	各種健（検）診、保健指導等の充実	妊娠に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康保持と増進を図ることを目的に、各種健康診査・検診、相談及び保健指導を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・妊娠健康診査	こども家庭センター
44	母性の健康管理の情報提供	妊娠届を提出した妊婦に対し、就労している妊婦のためのリーフレットの配布等を行います。	
		具体的な事業	担当課
45	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供	妊娠・出産について女性自身が自己決定し、健康を享受することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供の実施	企画政策課

施策の方向（2）性差や年代に応じた心と体の健康づくり

すべての人が生涯にわたり、健康で安定した生活を送れるよう、各年代に応じた心身の健康づくりを支援します。あわせて、健康や性に関する啓発と学習の機会を提供し、誰もが自分らしく生きられる環境づくりを進めます。

施策① 健康づくりの推進

No	事業名	事業内容	
46	各種健（検）診等の実施	生活習慣病を中心とした疾病の予防・早期発見・改善に向け、ライフステージや性差に応じた各種健（検）診等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・特定健診、特定保健指導	保険年金課
		・集団健康診査	健康課
		・各種がん検診（子宮がん検診、乳がん検診等）	健康課
47	健康相談等の実施	健康保持・推進、健康意識の向上に向け、健康相談会や健康講演会を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・健康相談会や健康講演会の開催	健康課
48	健康手帳の交付	各種健（検）診受診時などに、40歳以上の市民を対象に自らの健康管理に役立つ「健康手帳」を交付します。	
		具体的な事業	担当課
49	自殺予防に向けた取組の推進	メンタルヘルスや悩み相談など、自殺予防に向けた取組を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・メンタルチェックシステムの活用	健康課
		・ゲートキーパー養成研修	健康課
		・相談先の周知	健康課

施策② 健康と性に関する学習・啓発の充実

No	事業名	事業内容	
50	エイズ対策普及・啓発	エイズに関する正しい知識の普及及び感染予防の啓発に向け、パンフレット・ポスター等の掲示、保健所が実施するエイズキャンペーンへの協力をいたします。	
		具体的な事業	担当課
		・エイズに関するパンフレット・ポスター等の掲示	健康課
51	性的な発達への適応などの健康安全教育	学習指導要領における飲酒・喫煙・薬物の問題や発達段階に応じた性に関する指導などについて共通理解を図りながら指導します。	
		具体的な事業	担当課
		・「生命（いのち）の安全教育」の実施【再掲】	指導室
		・性に関する授業の実施	指導室

主要課題6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 (小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本 計画)

晩婚化・未婚化、高齢者人口の増加など、社会状況の変化に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。特に女性については、出産・育児等による就業の中止や非正規雇用の多さなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況が指摘されています。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育ての負担に加え、経済的な負担も大きく、子育ても仕事も一人で抱え、不安定な就労形態を余儀なくされるケースが多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、自ら支援を求めることが難しいことや、暴力による被害等が背景にある場合があることにも留意し、令和6年（2024年）年4月に施行された困難女性支援法によって整備が進められている相談支援体制等により、必要な支援につなげていくことが必要です。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える女性等に対して、困難な状況が固定化・連鎖しないよう、きめ細かな支援を行うことが重要です。すべての人々が安心して暮らせる環境を整備するとともに、地域社会の一員として心豊かな生活を実現できるよう、支援を必要とする人が安心して相談でき、必要な支援につながる体制づくりを引き続き推進していくことが求められます。

施策の方向（1）各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を支えるため、生活・就労・養育などに課題を抱える家庭に対して、それぞれのニーズに応じた支援を提供します。

施策① 支援が必要な家庭への各種サポート

No	事業名	事業内容	
52	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実	援助の必要な子育て家庭に、専門員による訪問相談や訪問支援員を派遣するなど、支援を行います。	
		具体的な事業 ・育児支援ヘルパーの派遣、養育支援訪問事業の実施	担当課 こども家庭センター
53	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進	日常生活を営むのに著しく支障がある家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し必要な家事や育児支援のサービスを提供します。	
		具体的な事業 ・ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	担当課 子育て支援課

施策の方向（2）自立した生活への支援

ひとり親家庭をはじめ、様々な困難や複合的な課題を抱える家庭が地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援を実施するとともに、相談機関の周知を進めます。あわせて、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ることで、切れ目のない支援の提供に努めます。

施策① 各種相談支援の実施【重点】

No	事業名	事業内容	
54	困難な問題を抱える女性への支援体制の検討	児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護その他多岐にわたる分野で支援に携わる関係部署と連携し、複合的な問題を抱えた女性を支援するための支援調整会議の設置と運用方法を検討します。	
		具体的な事業 ・困難な問題を抱える女性への支援体制の検討【新規】	担当課 企画政策課 地域福祉課 子育て支援課
		・関係職員の研修参加【新規】	
			関係各課

No	事業名	事業内容	
55	生活困窮者自立相談支援事業の実施	福祉総合相談窓口において、生活困窮者の複合的な課題に対応する相談、支援計画の策定、具体的な支援サービスの提供等を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・生活困窮者自立相談支援事業の実施	地域福祉課
56	「女性総合相談」の充実	女性が生活を営む中で直面している様々な悩みについて、気軽に相談できる場として女性総合相談を実施し、必要に応じた情報提供や保育に対応するなど充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・女性総合相談【再掲】	企画政策課
57	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	様々な問題を抱えたひとり親家庭及び女性の相談に応じ、相談者のニーズにあわせた社会的自立を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実	子育て支援課
58	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	人権侵害を始め、幅広い分野で各種専門相談を行い、市民の相談を受け付けます。また、必要に応じて相談機関を案内します。	
		具体的な事業	担当課
		・各種専門相談の実施	広報秘書課
59	総合的で複雑な課題に関する相談の受付	福祉総合相談窓口において、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての市民を対象に、複合的で複雑な課題の解決に向けた支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・福祉総合相談窓口	地域福祉課

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

主要課題1 家庭における男女共同参画の推進

男女がともに、仕事・子育て・介護・地域活動などにおいて、自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、家庭や地域における支援環境の整備が欠かせません。

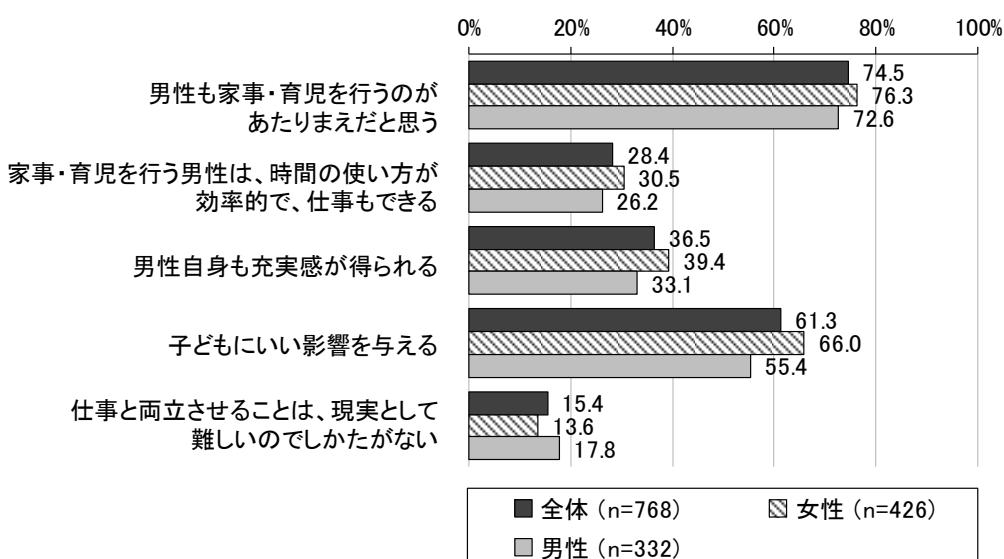
女性の就業率の高まりやライフスタイル・世帯構造の変化が進む一方で、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く、家庭生活における男女の役割分担にもその影響が見られます。

本市では、これまで各個別計画に基づき、子育て支援や介護サービスの充実に取り組んできました。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、男性の家事・育児への参加を当然とする意識や、実際に携わる時間の高まりが見られる一方で、依然として女性が家事や育児に多くの時間を割いている状況も見受けられます（図表4-11～12）。

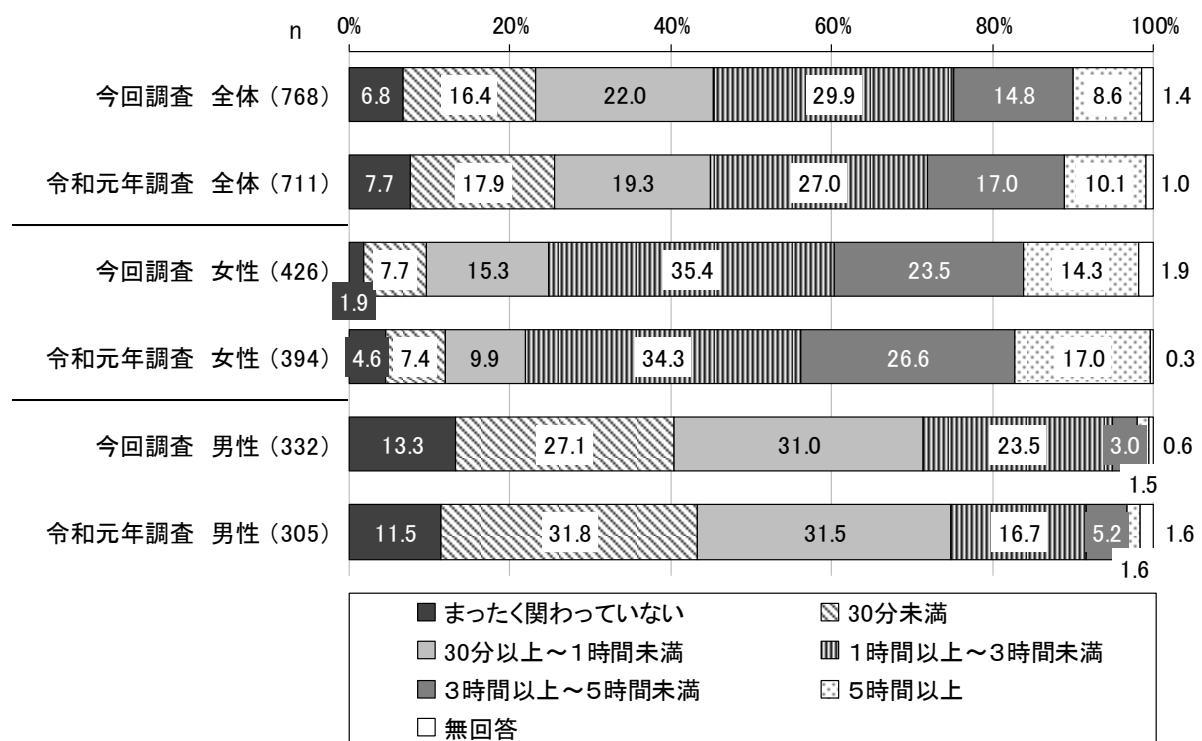
小中学生アンケートにおいて、家事の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小中学生とともに3割台半ば、育児の得意・不得意では“女性の方が得意”と思う割合が小学生で3割台後半、中学生で4割強となっています（図表4-13～14）。家庭内での役割分担の状況なども影響し、女性の方が家事・育児が得意だという思い込みがあることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、男女がともに家事・育児・介護などを担いながら、家庭生活においてもワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭内の役割分担に対する固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女双方の意識改革を促すとともに、男性が家事・育児・介護に積極的に関われるよう、家庭・地域・職場を含めた周囲の理解と意識の変革を進める環境づくりが求められます。あわせて、子育て・介護と仕事の両立を支援するサービスの充実が必要です。

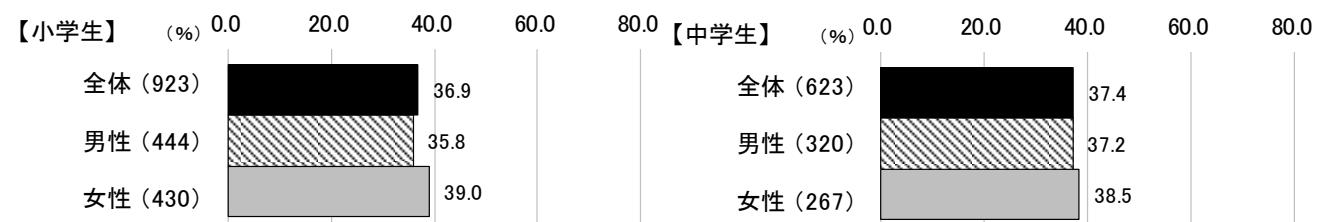
図表4-11 男性の家事・育児の参加について（市民意識調査）



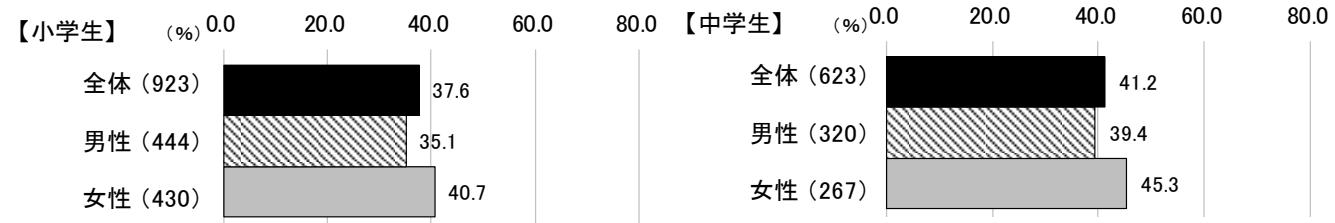
図表4 - 12 家事に携わる時間【平日】(市民意識調査)



図表4 - 13 家事について〈女性の方が得意〉だと思う割合(小中学生アンケート)



図表4 - 14 育児について〈女性の方が得意〉だと思う割合(小中学生アンケート)



施策の方向（1）育児支援体制の整備

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実と、必要な情報の提供に取り組みます。

施策① 地域での子育て支援体制の充実

No	事業名	事業内容	
60	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、必要な方が利用できるよう、適切な情報提供を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・保育サービスの充実	保育課
61	学童保育の推進	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）の児童の健全な育成を図ることを目的に、学童保育を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・学童保育の推進	児童青少年課
62	居宅訪問による子育て支援事業の充実	出産後における母子の健康維持と心身のケアや、援助の必要な家庭への相談支援など、居宅訪問による子育て支援事業の充実を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・新生児及び妊産婦を対象とした訪問指導と今後の利用できる支援についての周知	こども家庭センター
63	親子で交流できるひろば事業の推進	親と子が安心して過ごせる場や交流の場を提供するとともに、地域の子育てグループや子育てボランティアの育成・活動支援を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・こども家庭センター「親子あそびひろば」	こども家庭センター
64	放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの安全・安心な居場所作りのため、地域教育力を活用した市立小学校の校庭・教室などで、「放課後子ども教室」推進事業を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・放課後子ども教室の実施	生涯学習課

No	事業名	事業内容	
65	子育てに関する情報提供・相談の充実	育児不安を解消するための子育て相談や子どもの健康相談、子育てに関する情報提供など、地域での子育て支援の充実に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・保健センターや市内集会施設における乳幼児個別健康相談	こども家庭センター
		・こども家庭センターにおける子育て相談、子育て講座他	こども家庭センター
		・市立保育園における子育て相談や園庭開放、育児講座	保育課

施策の方向（2）男性の家庭・地域活動への参画促進

男性自身が、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、意識改革を図るとともに、子育てや介護に関する知識を身につけることができるよう、支援します。あわせて、男性の地域参加へのきっかけづくりと参加促進を行います。

施策① 男性の家事・育児・介護への参画促進

No	事業名	事業内容	
66	母子保健に対する男性への啓発・支援	妊娠・出産・育児をパートナーとともに学び、ともに歩んでいくよう、母子手帳の交付の際に「父親ハンドブック」を配布します。	
		具体的な事業	担当課
67	父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施	出産、育児に関する各種教室・事業に、男性パートナーが参加しやすい環境を整えます。	
		具体的な事業	担当課
		・両親学級	こども家庭センター
68	父親向け交流事業の推進	父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の家事・育児参加を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での交流の推進	こども家庭センター
		・児童館の子育てひろば	児童青少年課

No	事業名	事業内容	
69	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族（男性介護者も含む）等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とし、男性介護者も参加しやすいようなテーマ設定を考慮して家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・家族介護教室等の実施	介護福祉課

施策② 男性の地域活動への参画促進

No	事業名	事業内容	
70	男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	男性が地域参加しやすいよう、各種講座については男性も興味を持てるようなテーマ設定に配慮します。また、「市民がつくる自主講座」説明会を通じ、男性の地域参加促進の視点も踏まえた講座実施を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施	公民館
71	地域参加講座の開催	シニア世代を対象に、地域参加へのきっかけづくりと参加促進のための講座を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・地域参加講座の開催	生涯学習課

施策の方向（3）介護等への支援体制の整備

男女がともに、高齢者や障がい者などの介護に積極的に関わるとともに、介護を担う方の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの充実を進めます。あわせて、サービス利用に関する情報提供や相談支援に取り組み、誰もが安心して介護に向き合える環境づくりを進めます。

施策① 高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

No	事業名	事業内容	
72	高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援	介護を必要とする方が地域での在宅生活を継続できるよう、またその家族が仕事と介護の両立が無理なくできるよう、各種サービス提供体制の充実と、サービス利用に関する相談を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・地域包括支援センターによる相談対応	介護福祉課
		・高齢者福祉のしおりの発行	介護福祉課
		・介護保険サービスの正しい使い方の発行	介護福祉課

No	事業名	事業内容	
73	障がい福祉サービスの推進と相談支援	家族介護者のワーク・ライフ・バランスを推進するため、家族介護者のレスパイトを目的とした在宅レスパイト事業等を実施します。	
		具体的な事業	担当課
74	家族介護者への支援の充実	要介護者を介護している家族等に対し、相談支援や負担軽減等を目的とした家族介護教室等を実施します。	
		具体的な事業	担当課

主要課題2 働く場における男女共同参画の推進

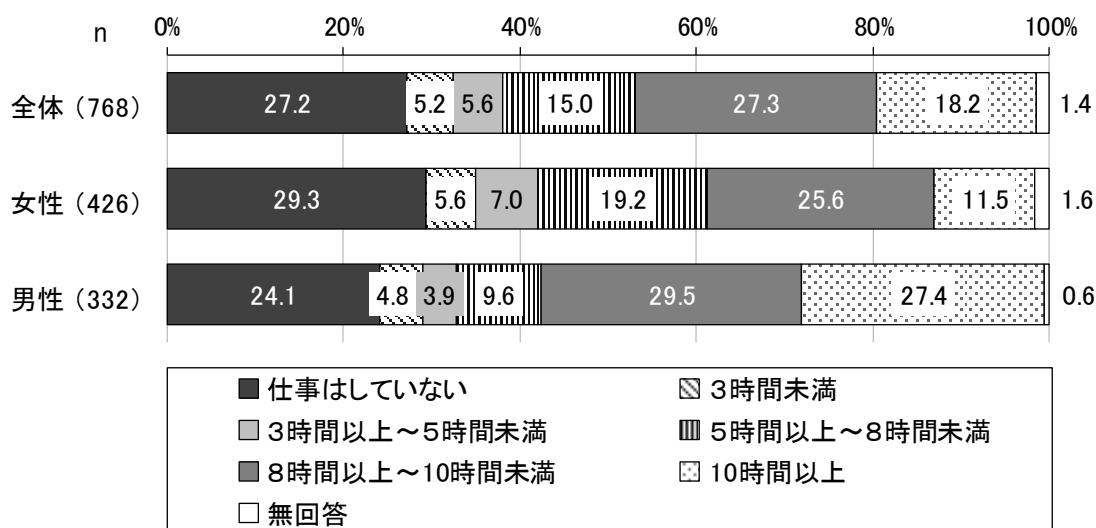
仕事・家庭生活・個人の生活などのバランスを取りながら、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現は、生涯を通じて誰もがやりがいや充実感を持っていきいきと生活するために、必要不可欠な要素です。事業所にとっても、多様な人材の確保や生産性の向上といった効果が期待されます。

しかし、依然として、男性・正社員の長時間労働、男女の賃金格差、非正規労働者の固定化など、就労をめぐる課題は多く残されています。令和6年（2024年）に実施した市民意識調査によると、仕事に携わる時間が「8時間以上」と回答した割合は、女性で37.1%、男性で56.9%となっており、特に男性では「10時間以上」が27.4%と高く、長時間労働の傾向が見られます（図表4-15）。

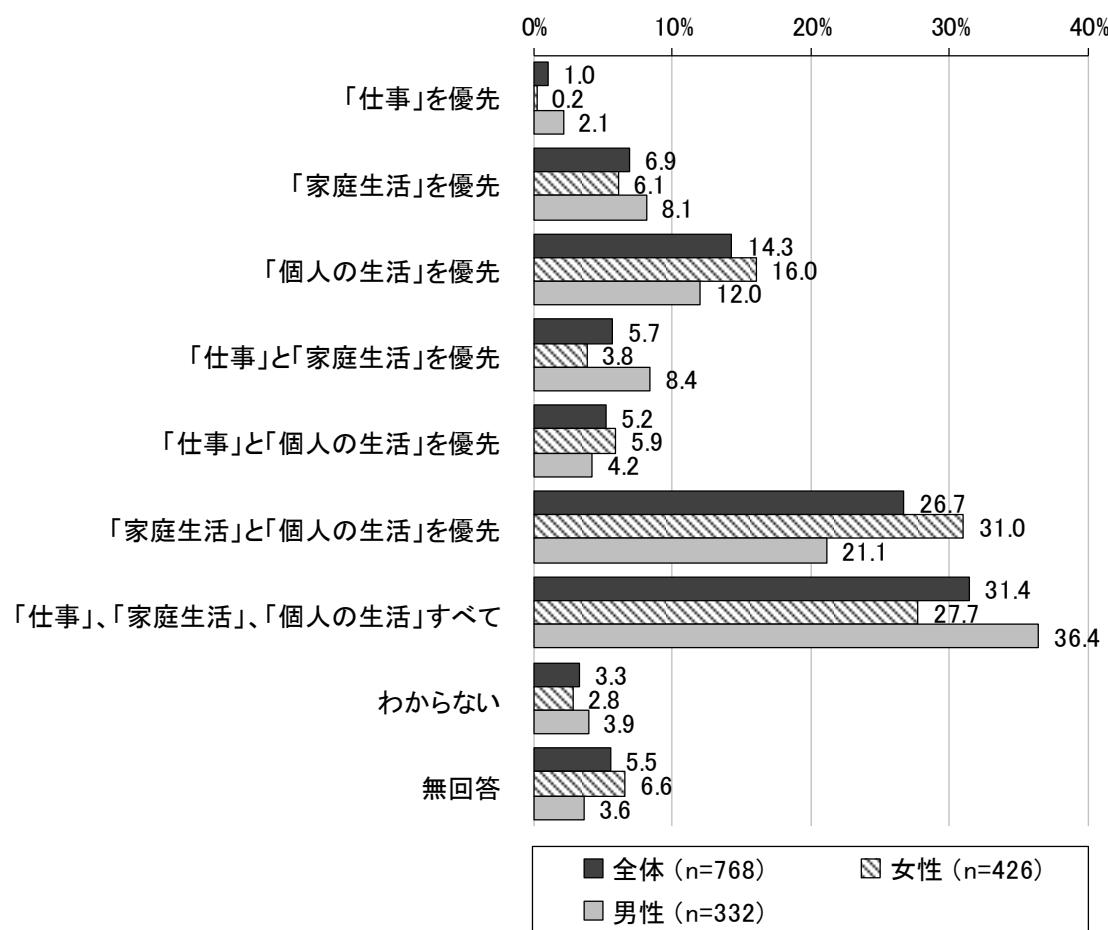
一方で、生活における理想の優先度については、男女ともに「仕事」「家庭生活」「個人の生活」をともに優先したいとする回答が比較的多く、バランスの取れた生活を望む意識がうかがえます（図表4-16）。また、育児や介護と仕事の両立を推進するためには、男女を問わず、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方の整備」「職場や上司の理解・協力」「育児・介護休業制度を利用しても不利にならない人事評価」など、働きやすい職場環境の整備が求められます（図表4-17）。

人生100年時代を見据え、性別にかかわらず、働きたい人がやりがいを持って職業生活を送ることができる社会の実現に向けて、一人ひとりが働きやすく、自らの能力を高め、活躍できる環境づくりが重要です。今後も、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図りながら、男女ともにライフステージに応じて、調和のとれた働き方を実現できるよう、取組を推進することが求められます。

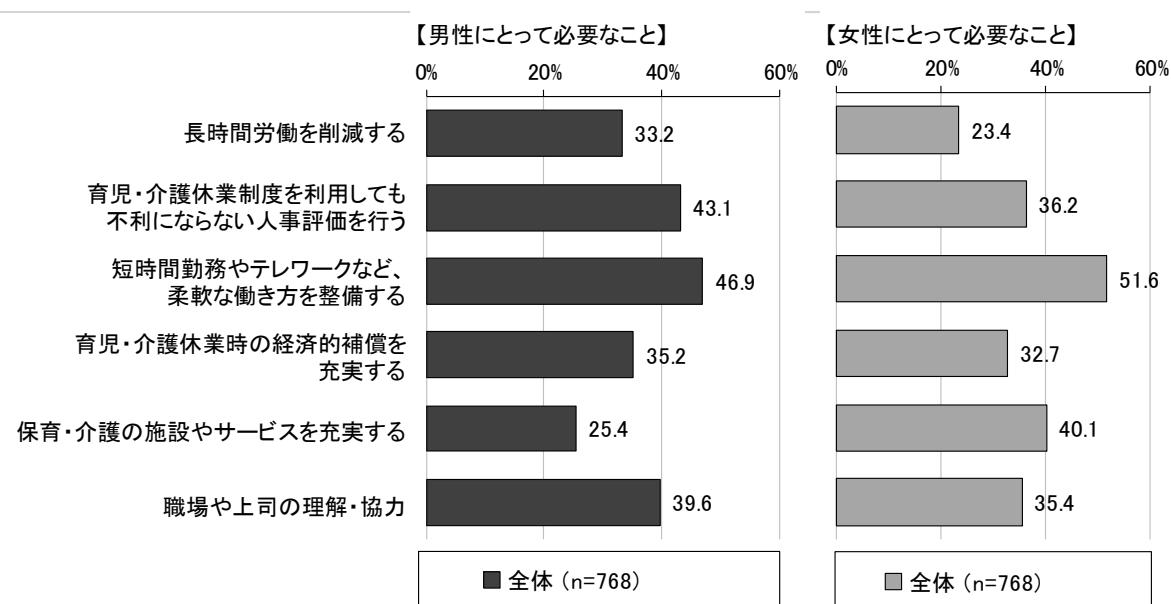
図表4-15 仕事に携わる時間（市民意識調査）



図表4-16 生活における優先度【理想】(市民意識調査)



図表4-17 育児や介護と仕事の両立を推進するために必要なこと (市民意識調査)



施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの重要性の理解促進と考え方や取組の普及に向けて、市民、事業者双方に対し、多様で柔軟な働き方に関する啓発や情報提供を行います。

施策① 一人ひとりが働きやすい職場づくりの促進【重点】

No	事業名	事業内容	
75	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	市報・市ホームページ等を通じた周知をはじめ、こがねいパレット等様々な場を活用し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めていきます。	
		具体的な事業	担当課
		・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発	企画政策課
76	多様な働き方の普及・啓発	各種リーフレットの配布や、就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供、東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナーなど、様々な場を活用し、多様な働き方の普及・啓発に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・各種リーフレットの配布	経済課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」による求人情報の提供	経済課
		・東小金井事業創造センターでの起業相談・各種セミナー	経済課

施策の方向（2）働く場における男女平等の推進

性別にかかわらず、すべての人が個人の能力を十分に發揮し、雇用機会や待遇が公平に確保されるよう、相談窓口の周知や情報提供に取り組みます。あわせて、事業所による主体的な取組を促進し、誰もが働きやすい環境づくりを支援します。

施策① 雇用の場における男女共同参画

No	事業名	事業内容	
77	労働相談などの各種相談窓口の周知	労働相談などの各種相談窓口の周知を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・労務相談【新規】	広報秘書課
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布	経済課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用	経済課
78	関連法令等の周知徹底	市ホームページ等を通じて、働く男女に関連する法令等の情報を提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・就労支援サイト「こがねい仕事ネット」の活用【再掲】	経済課
		・「ポケット労働法」や関連パンフレットの配布【再掲】	経済課
79	公共調達における男女共同参画の尊重	総合評価落札方式の一般競争入札を適用する場合において、男女共同参画等の項目を設定し、男女共同参画を推進している企業への入札加点項目とします。	
		具体的な事業	担当課
		・総合評価落札方式における男女共同参画を推進している企業への入札加点項目の設定	管財課

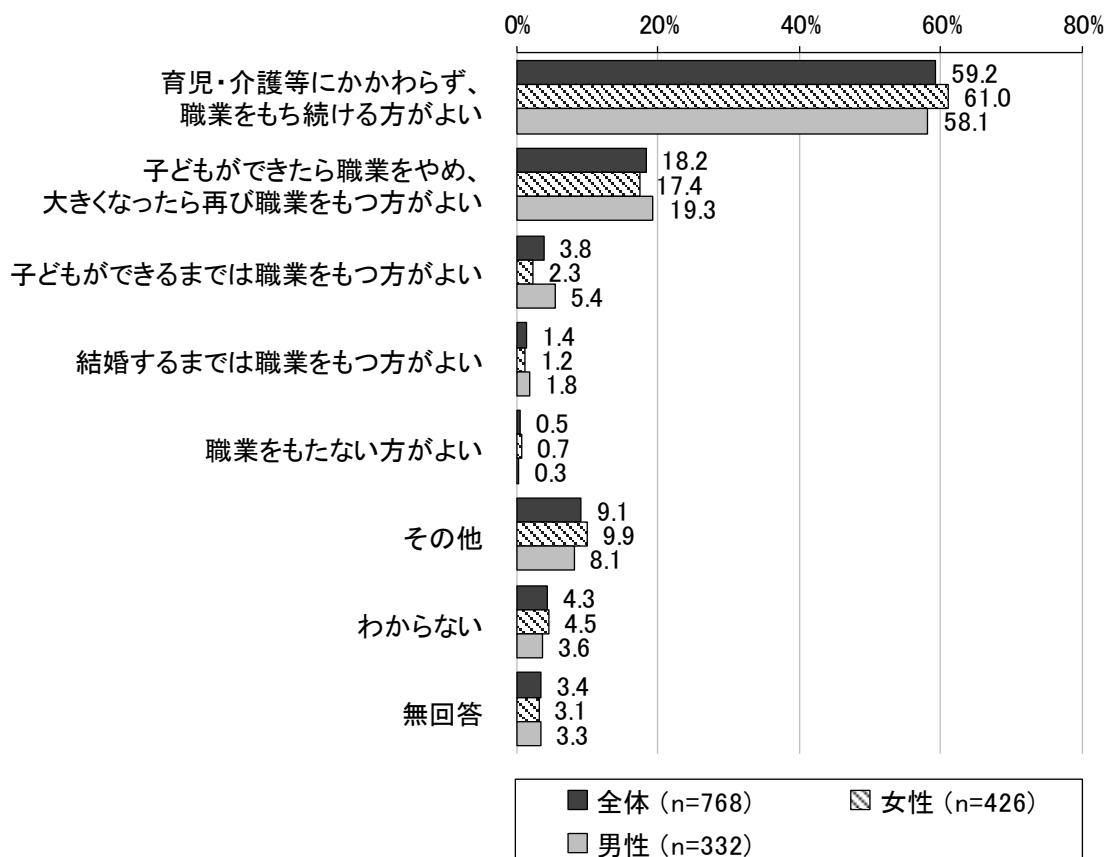
主要課題3 女性の活躍と多様な働き方への支援

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現にもつながる重要な要素です。男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境の改善にもつながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現する社会形成に資するものです。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、女性が仕事を持つことについて、「育児・介護等にかかわらず、職業をもち続ける方がよい」と回答した割合が男女ともに約6割を占めており、女性の就業継続に対する意識は高い傾向が見られます。一方で、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答も2割弱となっています（図表4-18）。

こうした意識を踏まえ、様々な生き方や働き方があることを前提に、各人が自らの希望に応じて就業形態を選択し、能力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。女性も男性も全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との両立のしづらさを感じることなく働き続け、キャリア形成やり・スクリーニングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。

図表4-18 女性が職業を持つことに対する考え方（市民意識調査）



施策の方向（1）女性の就労に関する支援

就職・再就職・起業などを希望する女性に対し、情報提供や相談支援をはじめ、就業促進、職域の拡大、キャリアアップに向けた多様な支援を行います。あわせて、農業や自営業などに携わる男女がともに快適に働けるよう、研修機会の提供や就労環境の改善に向けた取組を促進します。

施策① 女性の就業支援・起業支援

No	事業名	事業内容	
80	就職支援講座の開催	就労を希望する方に対し、関係団体と連携し、女性のための就職支援講座を開催します。	
		具体的な事業	担当課
		・女性のための再就職支援講座の開催	企画政策課
81	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	職業能力向上のための情報をパンフレット等で提供するとともに、市報・ホームページ等でも情報提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課
82	こがねい仕事ネットを活用した就業支援	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」を活用し、求人情報や就労に役立つセミナー、面接会等の情報を掲載します。	
		具体的な事業	担当課
		・こがねい仕事ネットを活用した就業支援の実施	経済課
83	東小金井事業創造センターを活用した起業支援	女性を含めた市内での創業機運を高めるため、東小金井事業創造センターにおいて相談や各種セミナー、各種制度等の情報を提供します。	
		具体的な事業	担当課
		・東小金井事業創造センターを活用した起業支援の実施	経済課
84	事業所との連携及び情報提供	安心して働ける雇用環境や待遇の確保、女性を含めた方々の人才培养や登用の促進に向け、市内事業所への情報提供に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・事業所との連携及び情報提供	経済課

施策② 農業・自営業等における男女共同参画の推進

No	事業名	事業内容	
	女性農業者への研修の促進	東京都農業経営者クラブが主催する先進地視察、勉強会、セミナー等への女性農業者への参加を促進します。	
		具体的な事業	担当課
85	家族経営協定の締結促進	・女性農業者への研修の促進	経済課
		家族経営協定を結ぶ認定農業者を増やすため、広報を積極的に実施する他、農家支部別座談会等を活用して家族経営協定についての説明を行います。	
		具体的な事業	担当課
86	商工会等との連携	・家族経営協定の締結促進	経済課
		経営力向上や地域振興を目的とした小金井市商工会青年部、女性部の活動を支援します。	
		具体的な事業	担当課
87	・商工会等との連携	・商工会等との連携	経済課

主要課題4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

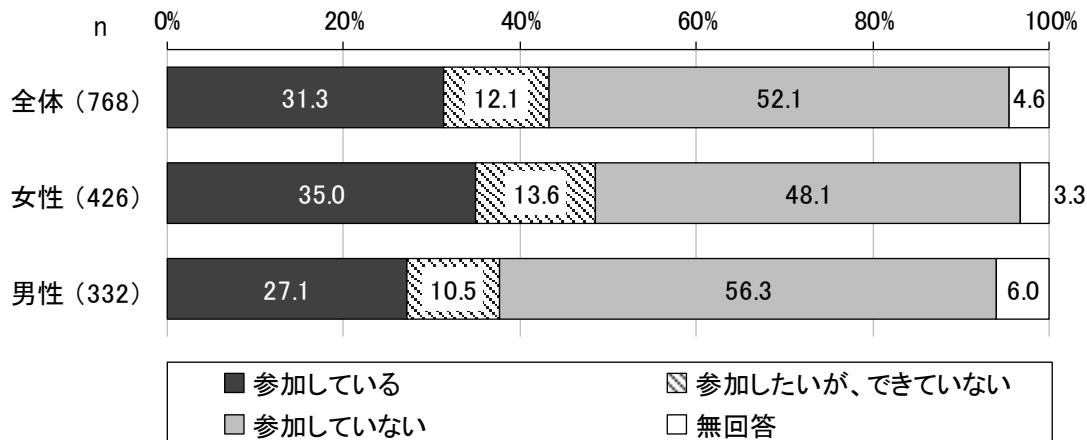
性別や年齢にかかわらず、個人が自らの能力や知識を活かし、生きがいを持って地域社会に関わることは、一人ひとりの充実した生活の実現につながります。市内には、市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人など、地域で活動を展開する団体が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近なものとなっています。活力あるまちづくりを推進するためには、多様な人材や団体が地域で活躍することが不可欠です。

しかし、令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果によると、地域活動への参加状況は男女ともに「特に参加していない」が最も多く、参加していない理由としては、仕事や家事、育児・介護などによる多忙感を挙げる割合が高くなっています（図表4-19～20）。

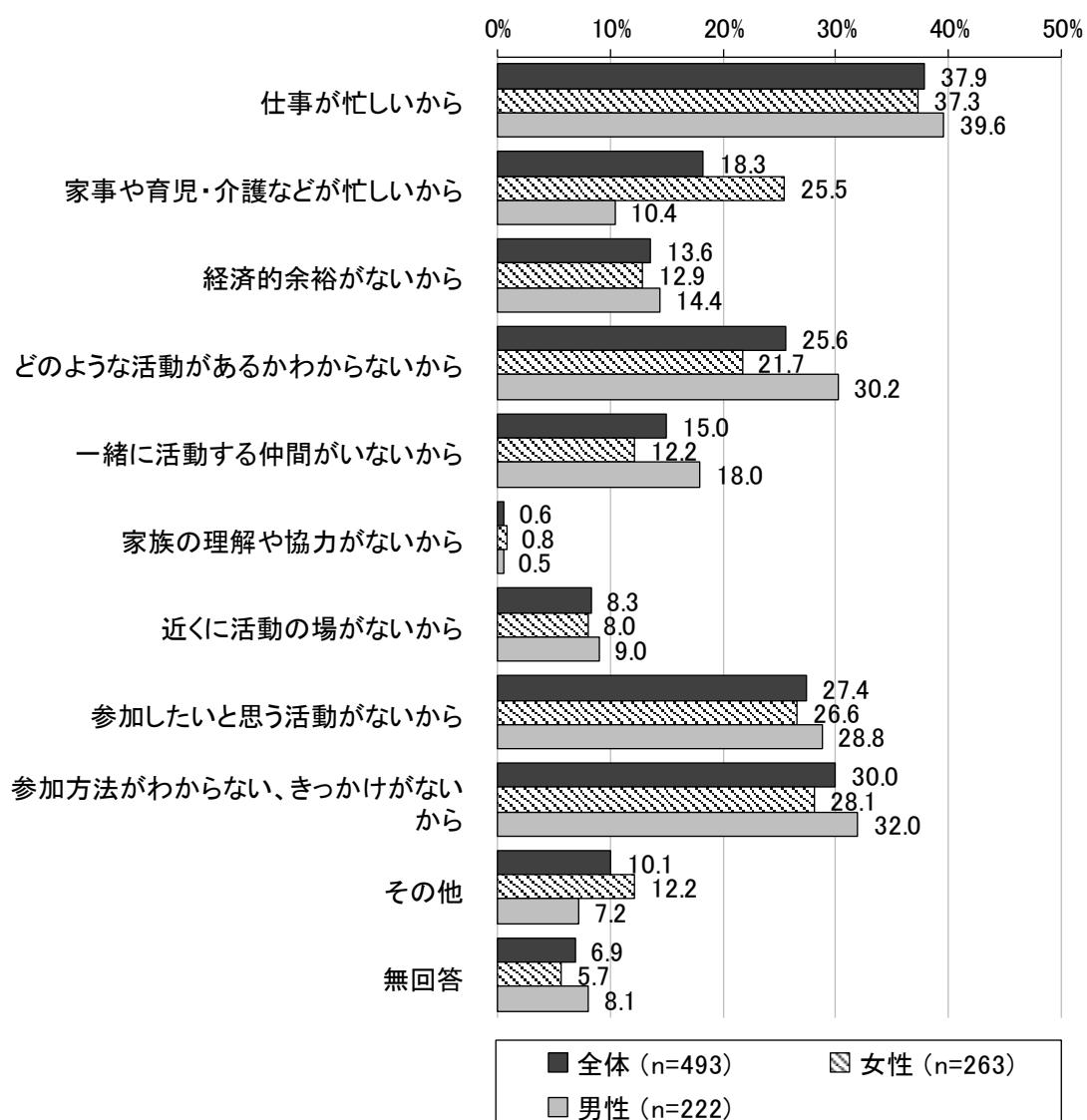
一方で、少子高齢化や人口減少、ライフスタイルや価値観の変化により、地域社会の活力は低下しつつあります。担い手の確保という観点からも、地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりが、ますます重要となっています。

そのため、活動団体等に対しては、女性の登用やエンパワーメントなど、男女共同参画に向けた積極的な取組を働きかけていくことが求められます。あわせて、地域活動に関する情報提供、団体支援、活動の場の提供などを通じて、ボランティア活動や地域活動への関心を高め、市民の参画を引き続き促進していく必要があります。

図表4-19 地域活動の参加状況（市民意識調査）



図表4-20 地域活動に参加できない理由（市民意識調査）



施策の方向（1）地域づくり活動における男女共同参画の推進

地域活動やボランティアなどにおいて、男女がともに積極的かつ主体的に参画できる環境づくりを支援します。あわせて、地域における男女共同参画の意識を高め、地域リーダーに女性が起用される機会の拡大を促進します。

施策① 地域活動団体等の活動促進

No	事業名	事業内容	
88	市民活動団体等の活動の支援	市民を対象に、協働意識の向上を目的として、市内NPO法人により構成されるNPO法人連絡会と共に講演会を実施します。	
		具体的な事業	担当課
		・協働講演会の実施	コミュニティ文化課
89	各地域活動団体への支援	高齢者福祉、子育て支援、青少年健全育成及び環境美化など、様々な領域で活動する地域団体の活動を支援します。	
		具体的な事業	担当課
		・小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会	介護福祉課
		・小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会	子育て支援課
		・青少年健全育成地区委員会及び子供会育成連合会	児童青少年課
		・市立公園の環境美化センター【新規】	環境政策課

施策② 地域における女性のエンパワーメントの拡大

No	事業名	事業内容	
90	児童館ボランティアの育成	児童館事業（夏期クラブ、わんぱく団等）で、中・高校生世代のボランティア育成に取り組みます。	
		具体的な事業	担当課
		・児童館ボランティアの育成	児童青少年課
91	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成	地域を支える人材育成としてボランティア講座を開催し、各種研修会を通じた地域リーダーの育成に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学連携によるボランティア講座	生涯学習課
		・地区委員研修会、スポーツ推進委員研修会	生涯学習課

No	事業名	事業内容	
q2	市民活動団体リストの活用	市民活動団体の活動情報発信、他団体との交流・連携とともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるよう、市民活動団体リストを作成・更新します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民活動団体リストの活用	コミュニティ文化課

基本目標Ⅲ

男女共同参画を積極的に推進する

主要課題1 政策・方針決定過程への男女の参画

政策・方針決定過程への男女の参画は、生活に関わる身近な課題に多様な意見を公平かつ公正に反映させることができ、市民があらゆる分野で利益を享受することにつながります。

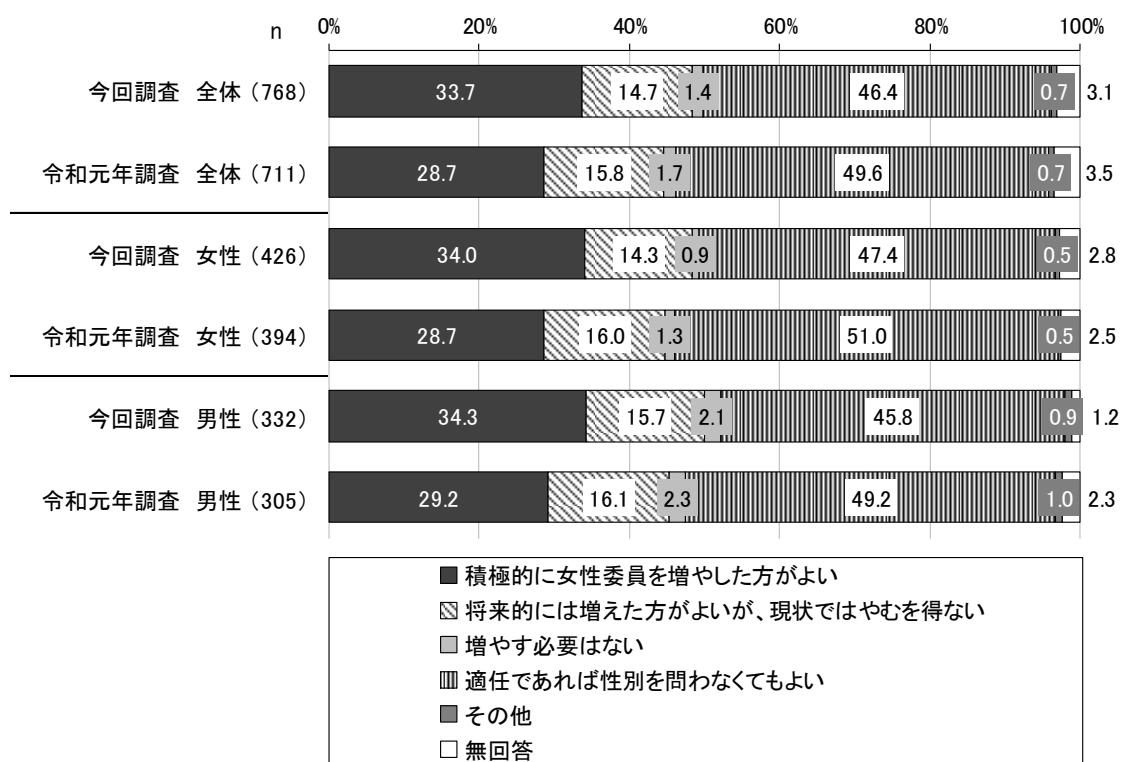
本市ではこれまで、多様な視点からの施策推進に向けて、女性の施策決定過程への参画を推進するため、全庁的に女性委員の登用促進について要請してきました。その結果、令和7年（2025年）時点の女性の登用比率は37.6%と、着実に増加しています。その一方で、専門的な分野における男女比率の隔たりの影響を受け、女性登用率が0%の審議会等が依然としてある状況です。

令和6年（2024年）に実施した市民意識調査の結果をみると、審議会等の女性比率については、「適任であれば性別を問わなくてもよい」が4割台と最も高くなっているものの、「積極的に女性を増やした方がよい」との回答も前回調査と比較して高くなっています（図表4-21）。

社会の多様化・複雑化が進む中、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女双方の参画が進むことは、多様な価値観を取り入れた、多様性が尊重される豊かで活力ある社会の実現にもつながります。

今後も、あらゆる分野において政策・方針決定過程への男女双方の参画を着実に推進していくことが求められます。

図表4-21 審議会等の女性委員比率について（市民意識調査）



施策の方向（1）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

審議会などへの女性委員及び庁内における女性職員の参画比率の向上に向けた取組を進めます。あわせて、地域と行政が連携して課題解決を図るため、男女がともに参画し、活躍できる環境づくりに取り組みます。

施策① 男女の市政参画の促進【重点】

No	事業名	事業内容	
93	審議会委員等への女性の登用の促進	審議会等への女性参画率目標 50%に向け、定期的に実態把握を行うとともに、全庁に向け、一層の女性登用を促します。	
		具体的な事業	担当課
		・審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課
94	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援	市女性職員におけるキャリアデザイン支援及び管理職への登用を含めた意識啓発の向上を図るため、女性キャリア支援研修を実施します。また、教職員に対し、主任教諭、主幹教諭、管理職への受験勧奨を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・女性キャリア支援研修の実施	職員課
		・学校における管理職候補者選考への受験勧奨	指導室

主要課題2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、市が実施する施策だけではなく、市民・事業所・関係団体など地域社会全体で課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、自主的かつ主体的に取り組むことが重要です。

本市では、平成16年（2004年）に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政との協働によるまちづくりを推進しています。また、平成15年（2003年）に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民、事業者や団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することが明記されています。

市民一人ひとりが、それぞれの立場で男女共同参画の意義と必要性を認識し、主体的に取り組めるよう、今後も市民参加と協働を基盤とした施策の推進に努める必要があります。

施策の方向（1）市民参加・協働による事業展開

市民や市民活動団体などとパートナーシップを築き、市民参加と協働による男女共同参画の取組を推進します。あわせて、参画しやすい環境づくりに努めます。

施策① 市民や地域団体との協働

No	事業名	事業内容	
95	男女共同参画関係団体への支援・連携	男女共同参画関係団体が主催する事業の後援など、市民や地域団体と協働しながら広く市内の男女共同参画を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課 コミュニティ文化課
96	市民や市民活動団体等との連携	市民参加による男女共同参画施策の実施や、市内で活動する様々なNPO法人、活動団体と連携した市民参加・協働による男女共同参画事業を展開します。	
		具体的な事業	担当課
		・市民編集委員による情報誌「かたらい」の発行	企画政策課
		・市民実行委員等との連携による「こがねいパレット」の実施	企画政策課
		・市職員の市内NPO法人派遣研修の実施	職員課
		・提案型協働事業の実施	コミュニティ文化課

施策② 参画を促す環境づくり

No	事業名	事業内容	
97	多様な市民参加の推進	市民参加条例に基づき、附属機関等における委員構成は、男女の偏りがないよう配慮し、多様な市民参加を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 多様な市民参加の推進	企画政策課
98	(仮称) 男女平等推進センター整備の検討	他の公共施設の検討の機会を捉え、(仮称) 男女平等推進センターのあり方について検討するとともに、他自治体におけるセンター機能等情報の把握に努めます。	
		具体的な事業	担当課
		・ (仮称) 男女平等推進センター整備の検討	企画政策課
99	女性談話室の活用	男女共同参画関係資料等の情報提供を行うとともに、オープンスペース利用の周知を行い、女性談話室の活用を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・ 女性談話室の活用	企画政策課
100	防災組織における男女共同参画の推進	防災活動における男女共同参画の推進を図るため、自主防災組織等における女性参画を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・ 防災組織における男女共同参画の推進 【新規】	地域安全課
101	避難者に対する男女共同参画の視点の反映	男女双方のニーズに配慮した避難所運営や防災備蓄品の検討を行います。	
		具体的な事業	担当課
		・ 避難所運営への男女共同参画の推進【新規】	地域安全課
		・ 防災備蓄品の整備【新規】	地域安全課

主要課題3 推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は、行政の各分野や市民生活の様々な場面に深く関わるもので
す。そのため、市民・ボランティア・NPO・企業など多様な主体と連携し、それぞれが持つ
資源やノウハウを活用しながら、すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合
いながら取り組むことが求められます。また、市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、
その視点を持って業務に取り組むことも重要です。

本市では、「小金井市特定事業主行動計画」に基づき、子育てや介護との両立に対する理解
の促進や職場環境の整備、女性職員の活躍支援に努めています。令和7年4月1日現在、管
理職に占める女性の割合は20.3%と増加傾向となっていますが、庁内の各部門において男女
平等の視点に立った職員配置をさらに進め、多角的な視野による行政運営に取り組む必要が
あります。

今後も、施策推進の中心となる職員一人ひとりが男女共同参画への理解と意識を持ち、日々
の業務に取り組むことができるよう、庁内の連携を強化し、有効かつ総合的な計画推進体制
の確立を図る必要があります。

あわせて、市が率先して職員の働きやすい環境づくりを進め、男女共同参画のモデルを示
すこととは、市民や市内事業所における男女共同参画の実現に向けて重要です。市民や事業所
の模範となれるよう、職員一人ひとりが働きやすい職場環境の整備に取り組むことが求めら
れます。

施策の方向（1）庁内の男女平等の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市内事業所の模範となれるよう、一人ひとりが働きやすい職場環境を整備します。あわせて、小金井市特定事業主行動計画に基づき、意欲と能力のある女性職員の管理職等への登用や個人の能力・適性を踏まえた職務配置を行います。

施策① 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】

No	事業名	事業内容	
102	働きやすい職場環境の整備	一人ひとりが働きやすい職場環境をめざし、小金井市特定事業主行動計画に基づき職場環境を整備します。また、教職員については、各種研修会や推進委員会を通じて、男女平等に向けた環境整備と理解を深めます。	
		具体的な事業	担当課
		・育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	職員課
103	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	市職員を対象とした人事異動・昇任の際は、男女平等の視点に立った配置を実践します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課
104	職員の男女平等意識向上に向けた取組の実施	職員研修等の実施により、職員一人ひとりが男女平等意識を持って業務に取り組む姿勢を養います。	
		具体的な事業	担当課
		・職員の男女平等意識啓発【新規】	企画政策課
		・職員研修の実施【再掲】	職員課

施策の方向（2）計画の推進体制の強化

本計画を着実かつ総合的に実行するため、庁内組織として「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。あわせて、事業の進捗状況について定期的に点検・調査を行い、必要に応じて改善を検討するなど、適切な進行管理に努めます。

また、「男女平等推進審議会」の意見を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、計画の着実な推進を図ります。

施策① 計画推進体制の整備

No	事業名	事業内容	
105	庁内連携の強化	施策の計画的な推進に向け、男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、庁内関係各課との連携のもとに施策を推進します。	
		具体的な事業	担当課
		・男女共同参画施策推進行政連絡会議の開催	企画政策課
106	男女平等推進審議会の運営	公募市民や学識経験者による男女平等推進審議会を運営し、市の男女共同参画に関する取組への意見や提言を受け、施策に活かします。	
		具体的な事業	担当課
		・男女平等推進審議会の運営	企画政策課
107	計画の進捗管理	毎年度、施策や事業の実施状況を調査し、男女平等推進審議会における検討と提言を受け、その結果を各課へフィードバックすることにより、施策の効果的な推進に反映していきます。	
		具体的な事業	担当課
		・推進状況調査報告書の作成、公表	企画政策課
108	国・都・他自治体との連携及び情報共有	国や東京都、近隣自治体の動向を把握するとともに、他自治体等との連携や情報交換を図ります。	
		具体的な事業	担当課
		・国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

第5章 計画の推進

本計画の進行にあたっては、市民や地域、教育機関、企業、NPO等と連携し、協働の輪を広げながら施策を推進していきます。

より効率的・効果的に計画を推進するため、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を適切に行い、公募市民や学識経験者等で構成する「小金井市男女平等推進審議会」及び庁内の関係各課で構成する「小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議」において、施策の進捗状況の報告や評価を行い、改善につなげます。

また、男女共同参画の取組をより一層効果的に進めるため、都、近隣自治体や関係機関との連携・協力関係を強化するとともに、男女共同参画に必要な制度や施策について国や都に要望します。

▶PDCAサイクルのプロセスイメージ



資料編

■ (仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画 事業一覧 (新旧対照表)

資料4

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業名	前回計画からの変更点	担当課	素案該当ページ
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透 【旧：人権尊重・男女平等意識の普及・浸透】	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	①人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進【重点】	1 人権に関する啓発資料の作成・活用		広報秘書課・児童青少年課	30
				2 男女平等に関する啓発資料の作成・活用	具体的な事業として「ジェンダーバイアス解消に向けた普及啓発用冊子の作成・活用」を追加	企画政策課	30
				3 人権・男女平等に関する図書・資料の収集と活用		企画政策課・図書館	30
				4 情報誌「かたらい」、「こがねいパレット」記録集の発行・周知	事業名に「こがねいパレット」記録集を追加	企画政策課	30
			②人権・男女平等に関する講演会等の開催	5 人権に関する講演会等の開催		広報秘書課	31
				6 男女共同参画シンポジウムの開催		企画政策課	31
				7 「こがねいパレット」の開催		企画政策課	31
		(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	①メディア・刊行物等への配慮	8 メディア・リテラシーに関する普及・啓発		企画政策課	31
				9 情報モラル教育の充実		指導室	32
				10 表現ガイドラインの周知と活用		企画政策課・広報秘書課	32
			②人権尊重における相談対応の充実	11 男女平等に関する苦情・相談の受付		企画政策課	32
				12 人権侵害等に対する相談の実施	具体的な事業として「子どもオンブズパーソン」を追加	広報秘書課・企画政策課・児童青少年課	32
			③多文化共生のまちづくり	13 平和に関する講演会等の開催	事業名から「人権」を削除。人権に関する内容はNo.5に集約	広報秘書課	33
				14 国際理解教育の推進		指導室	33
				15 在住外国人との交流の推進		コミュニティ文化課・公民館	33
				削除 外国人相談の実施	近年の事業実施の状況を鑑み、計画への掲載を見送った	(広報秘書課)	-
		(3) 多様性への理解の推進	①性の多様性への理解促進	16 パートナーシップ宣誓制度の運用と周知		企画政策課	33
				17 性の多様性に関する研修会等の実施		企画政策課・職員課	33
				18 性の多様性に関する情報提供の実施	新規	企画政策課	34
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進	(1) 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進	19 保育・教育関係者に対する研修の充実		職員課・指導室	37	
			20 男女平等の視点に立った学校教育の推進		指導室	37	
	(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	①家庭における教育・学習の推進	21 児童学級の充実		こども家庭センター	38	
			22 エンジエル教室・カルガモ教室の開催		こども家庭センター	38	
			23 家庭教育学級の開催		生涯学習課	38	
		②地域・社会における教育・学習の推進	24 人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座の実施		公民館	38	
			25 男女共同参画に関する講座等の開催支援		生涯学習課・公民館	38	

基本目標	主要課題		施策の方向	施策	事業名		前回計画からの変更点	担当課	素案該当ページ
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	DV 計画 困難女性支援計画	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策 【旧：ストーカーやハラスメント、虐待等への適切な対応と対策】	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり	①DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見	26	DVの防止に向けた啓発と情報提供		企画政策課	41
					27	医療機関・関係機関への情報提供の充実		企画政策課	41
					28	様々な機会を通じたDVの早期発見		こども家庭センター	41
				②若い世代への啓発・教育の推進	29	小中学校での人権教育の推進		指導室	42
					30	デートDV防止対策の充実		企画政策課	42
			(2) 被害者支援の推進	①安全確保と自立支援の実施	31	被害者等に関する個人情報保護の支援		企画政策課・市民課	42
					32	被害者の安全確保	事業名から「関係機関との連携」を削除。連携に関する内容は、全事業で実施	企画政策課	42
					33	生活の再建に向けた支援と情報提供		企画政策課・地域福祉課・子育て支援課・こども家庭センター	43
					34	要保護児童の保育・就学等の支援	具体的な事業として「要保護児童対策地域協議会の開催【再掲】」を追加	こども家庭センター・保育課・学務課・指導室	43
				(3) 相談・連携体制の整備・充実	35	女性総合相談の活用		企画政策課	43
					36	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供		企画政策課	43
					37	相談対応能力の向上		企画政策課・関係各課	44
					38	庁内及び関係機関との情報共有・連携の強化		企画政策課	44
					削除	配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	近年の事業実施の状況を鑑み、計画への掲載を見送った	(企画政策課)	-
			(2) 虐待等の防止対策・支援等の充実	①相談体制の整備・強化【重点】	39	児童・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	主要課題1-4から移動	こども家庭センター・介護福祉課・自立生活支援課	44
					40	被害者等に関する個人情報保護の支援		企画政策課・市民課	47
				①ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	41	セクシュアル・ハラスメント等の防止の推進	具体的な事業として「国のハラスメント撲滅月間に合わせた啓発の実施」「人権110番の周知」「庁内におけるハラスメント防止に対する啓発の実施」「小中学校教職員に対する服務自己研修の実施」を追加	企画政策課・広報秘書課・職員課・指導室	47
					42	若年層への性犯罪・性暴力等への対策の推進	新規	企画政策課・指導室	47

基本目標	主要課題		施策の方向	施策	事業名		前回計画からの変更点	担当課	素案該当ページ
I 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる	困難女性支援計画	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり	①母子保健事業等の推進	43	各種健（検）診、保健指導等の充実		こども家庭センター	49
					44	母性の健康管理の情報提供		こども家庭センター	49
					45	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する情報提供		企画政策課	49
			(2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	①健康づくりの推進	46	各種健（検）診等の実施		保険年金課・健康課	50
					47	健康相談等の実施		健康課	50
					48	健康手帳の交付		健康課	50
					削除	医療機関等との連携	男女共同参画との関連性の関係から、計画への掲載を見送った	(健康課)	-
			②健康と性に関する学習・啓発の充実		削除	食育の推進	男女共同参画との関連性の関係から、計画への掲載を見送った	(健康課)	-
					49	自殺予防に向けた取組の推進		健康課	50
					削除	成人を対象とした健康教育の実施	男女共同参画との関連性の関係から、計画への掲載を見送った	(健康課)	-
					50	エイズ対策普及・啓発		健康課	51
					51	性的な発達への適応などの健康安全教育		指導室	51
		6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援	①支援が必要な家庭への各種サポート	52	援助を必要とする家庭への子育て支援事業の充実		こども家庭センター	53
					53	ひとり親家庭へのホームヘルプサービスの推進		子育て支援課	53
			(2) 自立した生活への支援	①各種相談支援の実施	54	困難な問題を抱える女性への支援体制の検討	新規	企画政策課・地域福祉課・子育て支援課・関係各課	53
					55	生活困窮者自立相談支援事業の実施		地域福祉課	54
					56	「女性総合相談」の充実		企画政策課	54
					57	ひとり親家庭及び女性の相談支援の充実		子育て支援課	54
					58	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携		広報秘書課	54
					59	総合的で複雑な課題に関する相談の受付		地域福祉課	54

基本目標	主要課題	施策の方向	施策	事業名	前回計画からの変更点	担当課	素案該当ページ
II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす 女性活躍推進計画	1 家庭における男女共同参画の推進 2 働く場における男女共同参画の推進 3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備 (4) 働く場における男女共同参画の推進 (5) 女性の就労に関する支援	(1) 地域での子育て支援体制の充実	60 多様なニーズに対応した保育サービスの充実		保育課	57
				61 学童保育の推進		児童青少年課	57
				62 居宅訪問による子育て支援事業の充実		こども家庭センター	57
				63 親子で交流できるひろば事業の推進		こども家庭センター	57
				64 放課後子ども教室の実施		生涯学習課	57
				65 子育てに関する情報提供・相談の充実		こども家庭センター・保育課	58
			(1) 男性の家事・育児・介護への参画促進	66 母子保健に対する男性への啓発・支援		こども家庭センター	58
				67 父親の参画を促す各種育児教室・相談の実施		こども家庭センター	58
				68 父親向け交流事業の推進		こども家庭センター・児童青少年課	58
				69 家族介護者への支援の充実		介護福祉課	59
			(2) 男性の地域活動への参画促進	70 男性の参加促進の視点を踏まえた各種講座の実施		公民館	59
				71 地域参加講座の開催		生涯学習課	59
			(3) 介護等への支援体制の整備	72 高齢者福祉・介護保険サービスの充実と相談支援		介護福祉課	59
				73 障がい福祉サービスの推進と相談支援		自立生活支援課	60
				74 家族介護者への支援の充実		介護福祉課	60
			(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた環境づくり	75 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発		企画政策課	63
				76 多様な働き方の普及・啓発		経済課	63
			(2) 働く場における男女平等の推進	77 労働相談などの各種相談窓口の周知	具体的な事業として「労務相談」を追加	広報秘書課・経済課	64
				78 関連法令等の周知徹底		経済課	64
				79 公共調達における男女共同参画の尊重		管財課	64
			(1) 女性の就労に関する支援	80 就職支援講座の開催	事業名から「女性のための」を削除	企画政策課・経済課	66
				81 職業能力の向上に向けた機会・情報の提供		経済課	66
				82 こがねい仕事ネットを活用した就業支援		経済課	66
				83 東小金井事業創造センターを活用した起業支援		経済課	66
				84 事業所との連携及び情報提供		経済課	66
			(2) 農業・自営業等における男女共同参画の推進	85 女性農業者への研修の促進		経済課	67
				86 家族経営協定の締結促進		経済課	67
				87 商工会等との連携		経済課	67

基本目標	主要課題		施策の方向	施策	事業名		前回計画からの変更点	担当課	素案該当ページ
のⅡ 実現ワ ーク・ 暮・ラ しライ をフ め・ざ バ すラン ス	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進 (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への男女の参画	①地域活動団体等の活動促進	88	市民活動団体等の活動の支援			コミュニティ文化課	70
				削除	青少年のための各種教室等の開催	男女共同参画との関連性の関係から、計画への掲載を見送った	(生涯学習課)	-	
				89	各地域活動団体への支援	具体的な事業として「市立公園の環境美化センター」を追加	介護福祉課・子育て支援課・児童青少年課・環境政策課	70	
			②地域における女性のエンパワーメントの拡大	削除	国内研修事業への参加の促進	近年の事業実施の状況を鑑み、計画への掲載を見送った	(企画政策課)	-	
				90	児童館ボランティアの育成		児童青少年課	70	
				91	ボランティア育成の促進と地域リーダーの育成		生涯学習課	70	
		2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 (1) 市民参加・協働による事業展開	①男女の市政参画の促進【重点】	92	市民活動団体リストの活用		コミュニティ文化課	71	
				93	審議会委員等への女性の登用の促進		企画政策課	73	
				削除	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	No.100、101において、より具体的な事業として掲載	(地域安全課)	-	
				94	指導的立場への登用に向けた女性のキャリア支援		職員課・指導室	73	
III 男女共同参画を積極的に推進する	3 推進体制の充実・強化 (1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化	1 政策・方針決定過程への男女の参画 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市民や地域団体との協働	95	男女共同参画関係団体への支援・連携		企画政策課・コミュニティ文化課	74	
				96	市民や市民活動団体等との連携		企画政策課・職員課・コミュニティ文化課	74	
				97	多様な市民参加の推進		企画政策課	75	
			②参画を促す環境づくり	98	(仮称)男女平等推進センター整備の検討		企画政策課	75	
				99	女性談話室の活用		企画政策課	75	
				100	防災組織における男女共同参画の推進	新規	地域安全課	75	
				101	避難者に対する男女共同参画の視点の反映	新規	地域安全課	75	
		2 市民参加・協働による男女共同参画の推進 (1) 市民参加・協働による事業展開	①市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備【重点】	102	働きやすい職場環境の整備		職員課・指導室	77	
				103	男女平等の視点に立った配置内容への配慮		職員課	77	
				104	職員の男女平等意識向上に向けた取組の実施	新規	企画政策課・職員課	77	
			①計画推進体制の整備	105	庁内連携の強化		企画政策課	78	
				106	男女平等推進審議会の運営		企画政策課	78	
				107	計画の進捗管理		企画政策課	78	
				108	国・都・他自治体との連携及び情報共有		企画政策課	78	

削除 8事業

新規 6事業

(仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画

(素案) <概要版>

●小金井市男女平等推進審議会より

小金井市男女平等推進審議会では、現行の「第6次男女共同参画行動計画」の計画期間終了を前に、その見直しを行い、男女共同参画施策のさらなる推進による男女共同参画社会の実現を目指すため、令和6年8月に市長から、(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)について諮問を受けました。

このたび、市民意識調査・小中学生アンケートの結果や、小金井市男女平等推進審議会からの提言書等を踏まえ、8か月にわたる審議を経て、「(仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画(素案)」を取りまとめました。

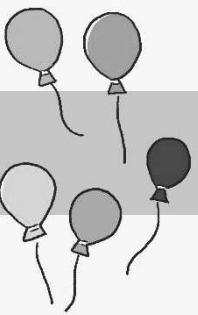
この素案について、令和7年12月12日(金)から令和8年1月13日(火)まで、パブリックコメントを実施します。ぜひ計画(素案)をご覧いただき、ご意見をお寄せください。詳しくは、募集要項、市報12月1日号、または市ホームページをご覧ください。

●計画策定の趣旨

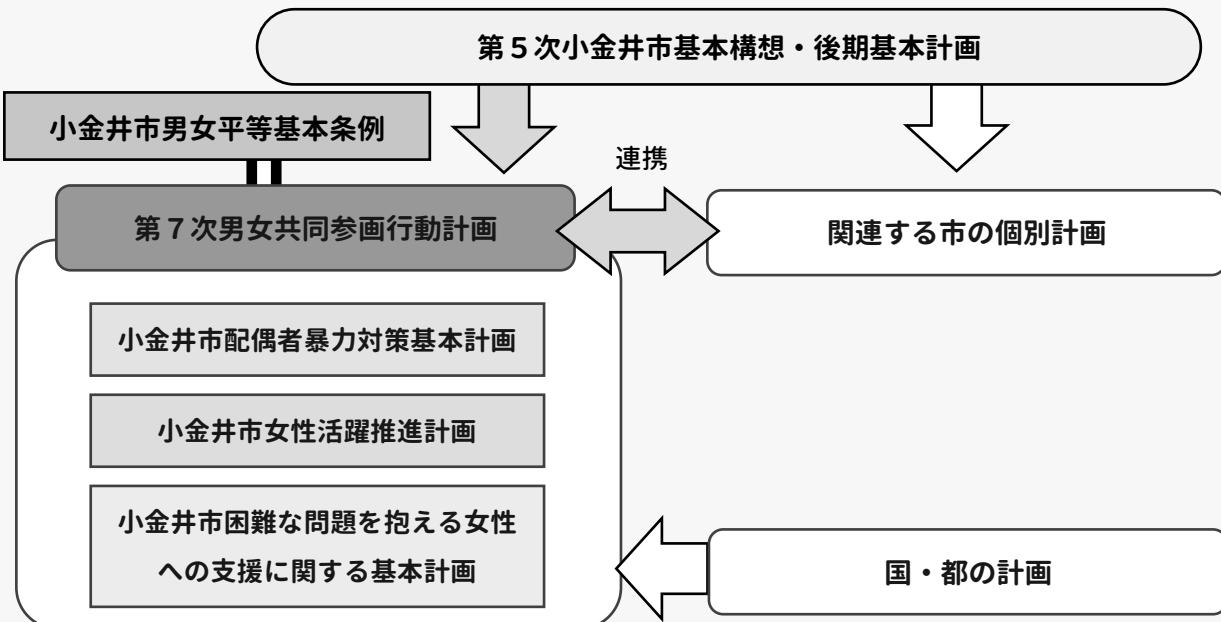
小金井市(以下「本市」という。)においては、国内外の動向をみて、「男女共同参画社会基本法」の制定前から男女共同参画社会の実現に向けて、平成8年(1996年)に「男女平等都市宣言」を行い、平成15年(2003年)に「小金井市男女平等基本条例」を制定するなど、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。また、昭和59年(1984年)に「小金井市婦人行動計画」を策定しており、時代や社会情勢の変化に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画施策を推進してきました。

こうした取組により市民の男女共同参画社会実現への意識は向上しつつある一方で、依然として固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が残っており、賃金格差、雇用形態の違い、男性の育児・介護への参加の遅れなど、解決すべき課題は少なくありません。さらに、配偶者等からの暴力(DV)・困難を抱える女性への支援、多様性の理解促進、政策・方針決定過程への女性の参画率向上なども今後の重要な課題となります。

こうした現状を踏まえ、本市では、第6次男女共同参画行動計画期間中に施行・改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、「(仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



●計画策定の位置付けと性格



●計画の期間

本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

●基本理念

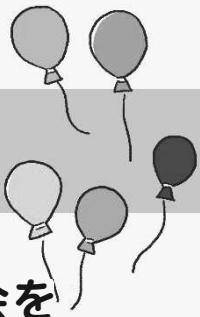
人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市がめざすべき男女共同参画社会は、「すべての個人が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

個人も、家庭も、地域社会も、「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みをさらに充実し、新しいライフスタイルを創っていくことを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえ、本計画の基本理念は、これまでの計画に引き続き「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

基本目標と施策の目標



● 基本目標Ⅰ 人権が尊重され、多様性を認め合う社会をつくる

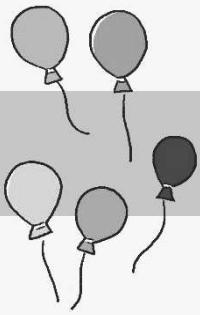
人権と多様性が尊重される社会づくりに向け、ジェンダー平等意識の醸成を図り、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、多様な性のあり方や性にとらわれない多様な生き方への理解を促進し、一人ひとりがその個性と能力を発揮することができるよう支援を進めます。

また、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」に対応した配偶者等からの暴力（DV、デートDVなど）の未然防止と、被害者の安全確保や自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組を進めます。

さらに、「小金井市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）等が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

		主要課題	施策の方向
DV 計画 困難 女性 支援 計画	1 人権尊重・ジェンダー平等意識の普及・浸透	(1) 人権・男女平等の意識改革の推進 (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重 (3) 多様性への理解の推進	
	2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	(1) 教育の場における男女平等教育の推進 (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進	
	3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力の未然防止の意識づくり (2) 被害者支援の推進 (3) 相談・連携体制の整備・充実	
	4 ストーカー行為やハラスメント、性犯罪・性暴力等への適切な対応と対策	(1) ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力等への対策の推進	
	5 生涯を通じた心と身体の健康支援	(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり (2) 性差や年代に応じた心と体の健康づくり	
	6 様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1) 各家庭の状況等に応じた支援 (2) 自立した生活への支援	

基本目標と施策の目標



● 基本目標II ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに、家庭生活、仕事、地域活動等、あらゆる分野にバランスよく参画し、一人ひとりがその能力を十分に發揮し、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能とする生活環境の整備を図ります。

また、「小金井市女性活躍推進計画」に対応した女性が活躍していくための支援や男性中心の労働慣行の変革に向けた意識改革、仕事と家庭の両立を支える保育や介護サービス基盤の充実に取り組みます。

女性活躍推進計画	主要課題	施策の方向
	1 家庭における男女共同参画の推進	(1) 育児支援体制の整備 (2) 男性の家庭・地域活動への参画促進 (3) 介護等への支援体制の整備
	2 働く場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた環境づくり (2) 働く場における男女平等の推進
	3 女性の活躍と多様な働き方への支援	(1) 女性の就労に関する支援
	4 市民がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

● 基本目標III 男女共同参画を積極的に推進する

市民と行政が共に連携し責任を分かち合いながら、それぞれの立場で男女共同参画を理解することで、多角的な視点からの問題提起や、様々な人の立場を考慮した政策等の立案・実施が可能となることから、市民参加と協働のもとに男女共同参画を推進します。

また、市内事業所のモデルとなるよう、引き続き、小金井市特定事業主行動計画に基づき、庁内職員の男女共同参画及び働きやすい環境づくりを推進します。

主要課題	施策の方向
1 政策・方針決定過程への男女の参画	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	(1) 市民参加・協働による事業展開
3 推進体制の充実・強化	(1) 庁内の男女平等の推進 (2) 計画の推進体制の強化

(仮称) 小金井市第7次男女共同参画行動計画(素案) <概要版> 令和7年12月

発行: 東京都小金井市

編集: 小金井市企画政策課 男女共同参画室

〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号

TEL: 042-383-1111(代表) FAX: 042-387-1224

10/10提言案に対する委員意見一覧

No	委員	該当箇所	意見	11/19提言案での対応
1	降旗	P. 2 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画推進状況調査報告書（令和6年度実績）」に対する評価及び意見について	重点施策と掲げているものを取り上げて評価をすることが必要だと思います。重点施策がどうだったのかをまとめて報告するものです。	6つの重点施策を列挙して、それぞれコメントを入れました。
2	井口	P. 4 4 男女平等意識の普及・浸透	<p>既に記載いただいているゴルフ大会の参加資格にかかる男女格差問題の内容に加え、意識啓発や情報周知の方法についても、少し言及すると良いかもしれません。(3)検討・改善を望む事業においても、周知や啓発の工夫を求める意見が複数含まれていますので。</p> <p>具体的な文案としてお伝えできず恐縮ですが、多くの世代に情報に触れてももらうことをを目指すのであれば、現状のイベント開催、紙媒体やHPでの情報周知からさらに市民の目に触れやすい周知・啓発方法の検討が求められると思います。関心が低い人たちに対しても、周知したい情報や、啓発したい内容が、目に留まる機会を増やすよう、こちらから仕掛ける姿勢が求められるかもしれません。</p> <p><上記対策イメージ例></p> <p>現状の紙媒体、HP掲載などと、関心を持っている人の目にしか留まりません。また、研修や学校などで紙媒体資料やリーフレットを配布しても、一時的にしか記憶に留まらず、費用対効果は以前ほどは高くないかもしれません。もちろん従来の手法を、今後も継続していく必要はありますが、それに加えて若い世代30代以下に向けては、ショート動画やデジタルサイネージ等の活用は有効かもしれません。</p> <p>例えば、人が集まりやすい商業施設や駅などに、キャッチコピー付きでショート動画を繰り返し流すことで、なんとなく意識に留まる機会を増やしてみる手法もあると思います。</p> <p>今は生成AIの活用によって、動画作成のコストも抑えられるかと存じます。これらのショート動画は、イベント開催前後などに来客者向けに繰り返し再生などして活用することも可能です。数ある事業において、それらを実践するのは難しいですが、次期計画で重点課題としている事業だけでも、あるいは若い世代に向けた啓発だけでも、キャンペーン的に試行してみることは良いかもしれません。</p>	情報周知への工夫を促す文を加えました。本市にある現状の資源でできる範囲を検討していきたいと思います。
3	井口	P. 5 6 おわりに	第6次行動計画を総括するコメントを一文入れられたら良いと思います。	計画最終年度（令和7年度）の評価を待って、来年度の提言に盛り込むのはいかがでしょうか。
4	安藤	P. 3 (2) 評価できる事業	<p>①から⑤までの事業で自己評価がAのものは①②④で、残り③⑤はB評価です。（昨年度の提言書では（2）評価できる事業①から⑦までの事業中、自己評価Aは5事業、自己評価Bは2事業です。）もちろん、A評価が絶対というわけではありませんが、今回の提言案の取り上げた5事業がどうして特に評価されたのか、この案では十分に読み取れません。今後とも、毎年、推進状況調査報告書とそれに基づく市長への提言をするのなら、ある程度目安として評価できる事業とはどのようなものか指針を考えて申し送りしないと継続性が担保できないかもと思います。例えば自己評価Aが2年以上続いている事業とか、CやBからAに上がった事業とか。Bでも特記すべき記述があったとか。そうした事業に着目しつつ、調査報告書に基づく、市長への提言を時間をかけて作れるこことを切望します。</p> <p>No. 66放課後子ども教室の実施は、昨年度もA評価で、年間延べ13万人以上の参加があり、市民との協働で20年の実績であり、評価したい。</p> <p>担当課に着目して、A評価をまとめた形で評価してもよい。例えば、公民館なら、「人権尊重、男女平等の視点や男性参加の促進の視点での多様な講座開催を、市民による自主開催の支援や外国籍の市民との交流イベントの開催等、多岐にわたる取組が評価できます。今後も生涯学習拠点としての役割が期待されます。」という文章はいかがでしょう。</p>	<p>評価できる事業に取り上げたのは、A評価またはB評価のうち、審議会や意見・質問シートで委員から評価する意見をお寄せいただいたものを参考にして載せています。A評価の事業のうち、評価できる事業に掲載すべき事業がありましたら各委員から積極的にご提案いただきたいです。</p> <p>No. 66放課後子ども教室も評価できる事業に加えます。</p> <p>担当課でまとめるという記載方法も検討できます。</p>
5	安藤	P. 4 (3)検討・改善を望む事業	<p>No. 100男女共同参画関係団体への支援・連携、No. 103（仮称）男女平等推進センター整備の検討、No. 104女性談話室の活用</p> <p>男女共同参画の視点での市民活動は近年低下気味で、ここ2年支援実績もない状況です。耐震補強された婦人会館内の女性談話室も、オープンスペースの機能は維持しつつも、男女共同参画の視点からの活用は市民からみると不十分なものであります。いまだ実現に向けた第一歩も踏み出せていない（仮称）男女平等推進センター整備の検討と合わせ、市民と市による新たな活動グループを立ち上げ、女性談話室で定期的な会合を開き、センター機能の検討などを開始する必要があります。</p>	検討・改善を望む事業に加えます。

11/19 提言案に対する意見シート